

令和4年度地域共生社会推進セミナー 次第

日時■令和5年1月23日（月）13:30～16:00

会場■群馬県社会福祉総合センター 8階 大ホール

※オンライン（YouTubeによるライブ配信）併用

1 開会 (13:30～13:40)

(1) 挨拶

群馬県健康福祉部 副部長 唐木 啓介

(2) オリエンテーション

2 講演 (13:40～14:40)

「孤立を生まない包括的な支援について」

認定特定非営利活動法人 自立生活サポートセンター・もやい理事長
内閣官房孤独・孤立対策担当室 政策参与

大西 連 氏

休憩 (14:40～14:45)

3 パネルディスカッション (14:45～16:00)

「～誰も孤立することのない地域づくりに向けて～」

【コーディネーター】

認定特定非営利活動法人 自立生活サポートセンター・もやい理事長
内閣官房孤独・孤立対策担当室 政策参与

大西 連 氏

【パネラー】

- ・玉村町役場 健康福祉課 CSW 阿部 美那子 氏
- ・藤岡市社会福祉協議会（藤岡市自立相談支援機関） 主任相談支援員
篠原 康一 氏
- ・渋川市民生委員児童委員協議会 会長 石北 智子 氏

4 閉会 (16:00)

主催：群馬県／群馬県社会福祉協議会

後援：群馬県民生委員児童委員協議会

2 講演

「孤立を生まない包括的な支援について」

認定特定非営利活動法人 自立生活サポートセンター・もやい理事長

内閣官房孤独・孤立対策担当室 政策参与

大西 連 氏

講師プロフィール

1987年東京生まれ。新宿での炊き出し・夜回りなどのホームレス支援活動から始まり、主に生活困窮された方への相談支援に携わる。

2014年より現職。ほかに、新宿ごはんプラス共同代表、自殺予防の活動をおこなう社会福祉法人日本いのちの電話理事など。政府のSDGs推進円卓会議構成員、2021年6月よりは内閣官房孤独・孤立対策室政策参与も務める。著書に『すぐそばにある「貧困」』（2015年ポプラ社）など。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

孤立を生まない包括的な支援について

大西 連 Ohnishi Ren

認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい 理事長
内閣官房孤独・孤立対策担当室 政策参与

Twitter : @ohnishiren Facebook : ohnishiren

認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい
日本国内の貧困・格差の問題に取り組む団体

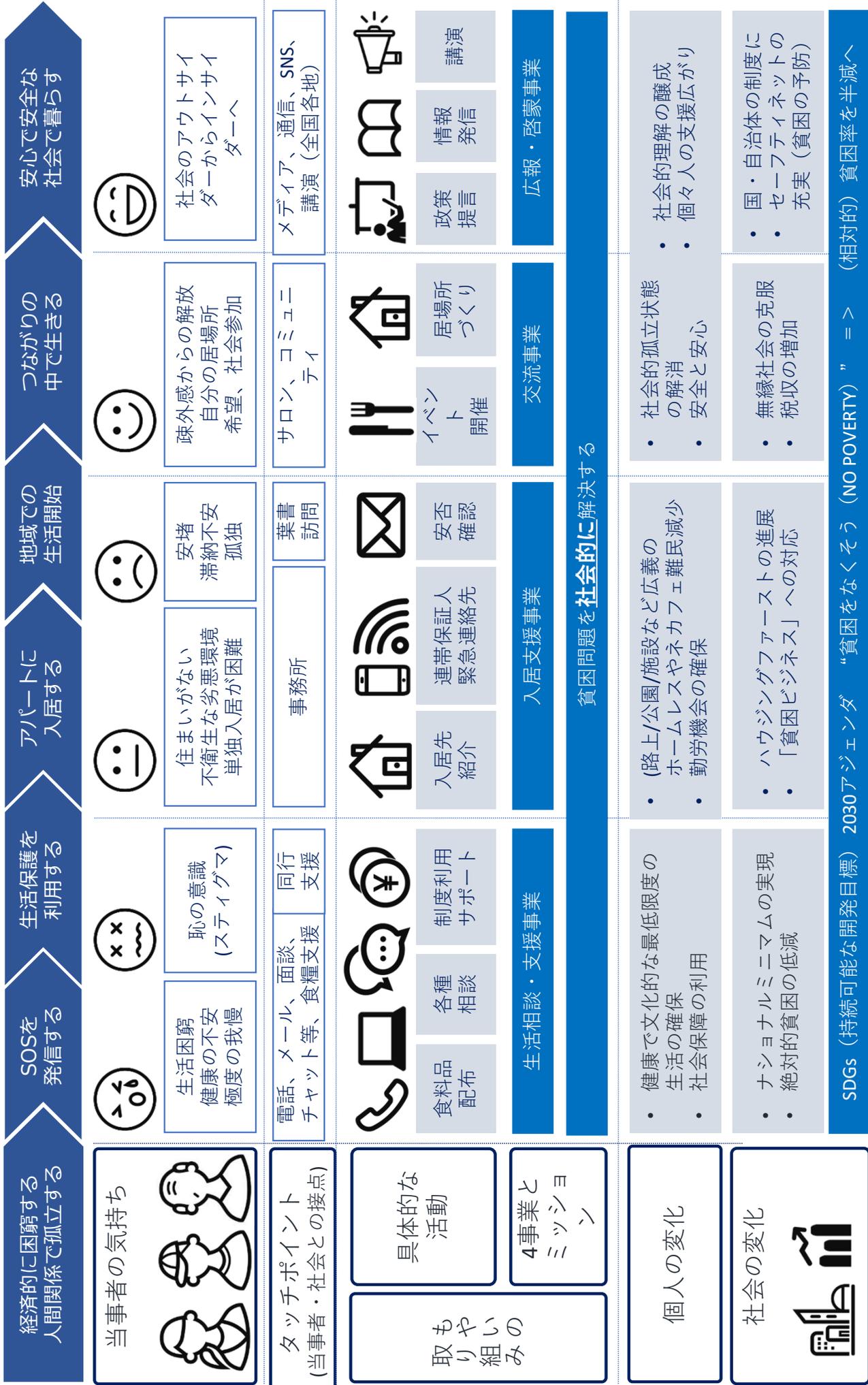


- ・生活困窮者への相談支援
年間5000～6000件の相談対応（面談・電話・メール・チャット等）
年間2万人以上に食料支援
- ・ホームレス状態の人のアパート入居のための支援
のべ2400世帯に連帯保証人提供、1300世帯の緊急連絡先引き受け
認定NPO法人として初めて宅建免許取得、のべ350件の住まい探し相談
コロナ禍でアパート型シエルトターの設置と運用
- ・居場所作りやコミュニティ作り
- ・カフェサロンの常設、コーヒー焙煎、農業体験などの社会参加の機会の提供
- ・生活保護や社会保障制度の提言等

個人としては、
政府のSDGs推進円卓会議構成員
内閣官房孤独・孤立対策担当室政策参与
日本いのちの電話 理事 など



団体紹介&自己紹介

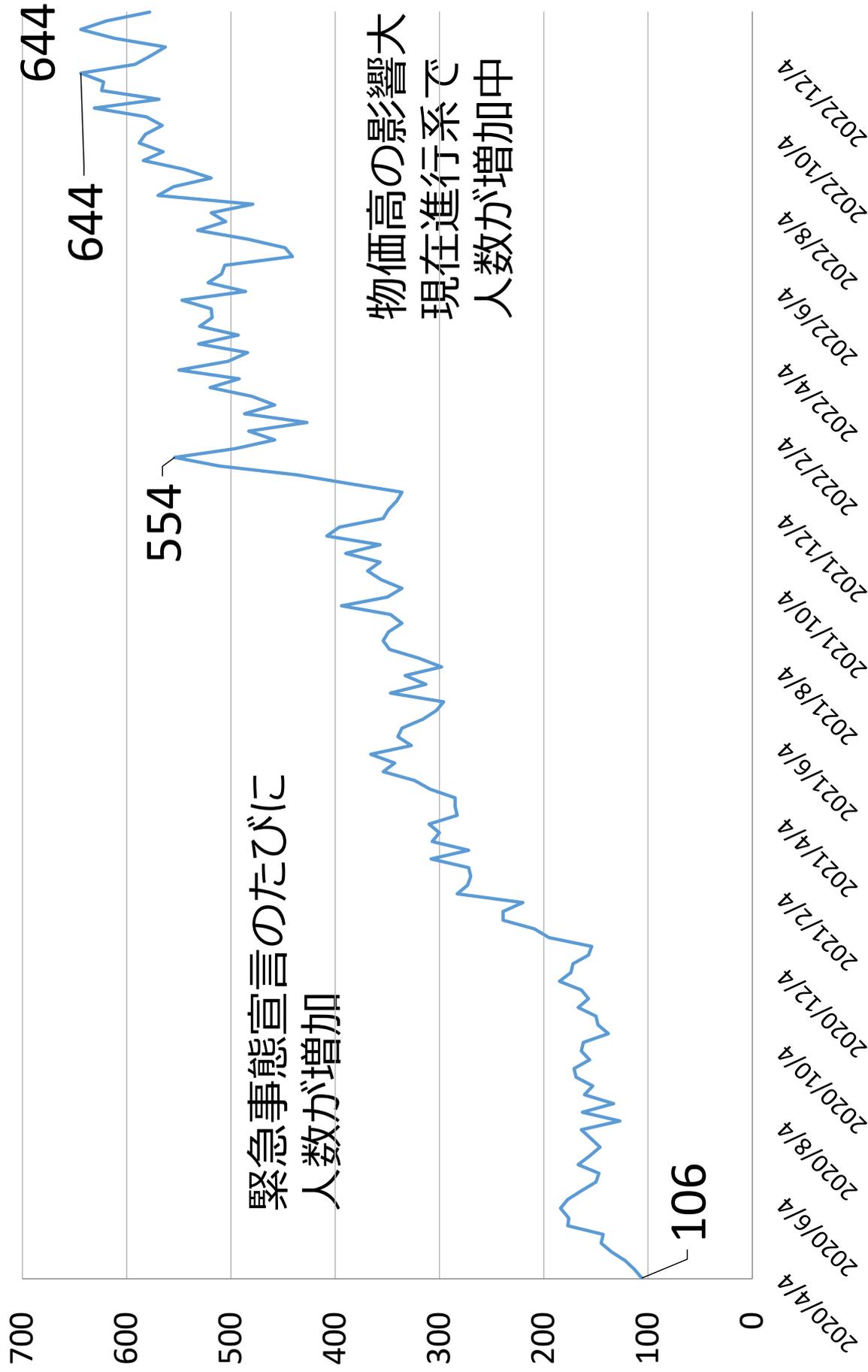


目次

1. コロナ禍での支援
2. 「つながり」孤独・孤立について
3. 孤独・孤立の調査から
4. 地域で何をしていけばいいか

新型コロナウイルスの影響による現場の変化

コロナ禍でのべ5万人以上に食料品セットを配布



参考：都庁下の食料品配布に訪れる人

(プライバシーへの配慮から一部改変したり、複数の事例を組み合わせています)

- ・住まいなし、要保護状態
Aさん（30代男性）：地方の工場で派遣で働くも契約更新されず失職。寮を出てネットカフェ生活へ。父母は離婚し疎遠で連絡先も不明。所持金数百円。うつ病もあるが長らく受診していない。
- ・住まいはあるが、要保護状態
Bさん（40代男性）：飲食店で契約社員として働くもコロナで失業。家賃滞納ないが更新料用意できず、貯金はほぼなし。特例貸付利用中。
- ・住まいあり、生活ギリギリ **生活防衛のために利用**
Cさん（30代女性・シングルマザー・未就学児1人）：パートをかけ持ち。公営住宅で生活。パート先の1つがコロナの影響でシフトが減り収入減。
- ・住まいあり、生活再建したが…… **不安解消や生活防衛のために利用**
Dさん（20代女性）：コロナで失業し特例貸付利用後に再就職。再就職先は派遣、手取りで月に14万円ほど。いつ失職するか不安。

「要保護の層」「生活困難層」「生活不安層」

要保護の層：生活保護の利用ができる程度の困窮状態の人

生活困難層：要保護状態に近く、要保護と労働市場を行き来している人

生活不安層：これまで「自立している」と見られていたワーキングプアなどの状況で、**恒常的に低所得で生活の不安を抱える人**

- ・多くは、不安定就労、低賃金、DV・虐待、家族関係の厳しさ等…
構造的な「生きづらさ」を抱えている
- ・女性や若年層に拡大している

コロナ禍で生活が苦しい人が増加している

お子さん連れで食料品配布に並ぶ人も

日本の「貧困」は新たな局面を迎えている

目次

1. コロナ禍での支援
2. 「つながり」孤独・孤立について
3. 孤独・孤立の調査から
4. 地域で何をしていけばいいか

「貧困」と「貧乏」の違い

キーワードは「つながり」

つながりが無い = 孤独・孤立

例えば：孤独・孤立と生活困窮の関係

貧困 = 経済的困窮 + 孤独・孤立

経済的困窮

失業、ワーキングプア
低年金・無年金、健康状態の悪化

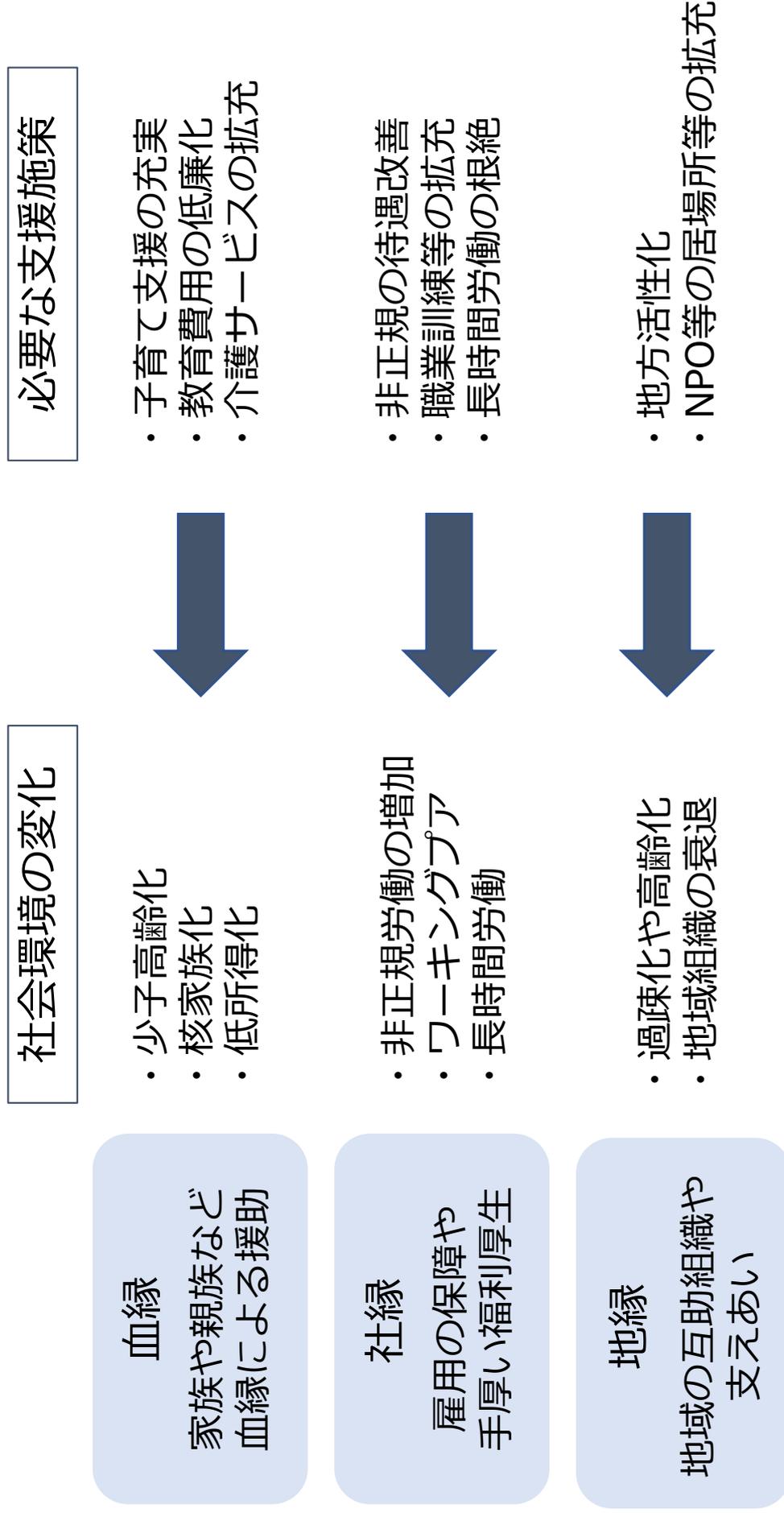
孤独・孤立

頼れる人間関係がない
社会参加の機会・居場所の不足

失業給付、求職者支援制度
就労支援、生活保護など

ここに対応する支援は？

孤独・孤立が起きる背景を理解することが前提



家族、企業の福利厚生、地域の互助機能を「含み資産」として使ってきた。
 それがなくなっただけでなく、外的なサービスとして再構築する必要がある。

孤独・孤立になりやすい
「つながり」が希薄な社会になっている

- 単身世帯や核家族 親族は遠方
- 隣に誰が住んでいるかわからない
- 非正規で働いている 生活に余裕ない
- 基本は職場と家の往復
- 買い物もスーパーやオンライン
- メンタル的に不調

日々の生活で「つながり」を感じることが少ない

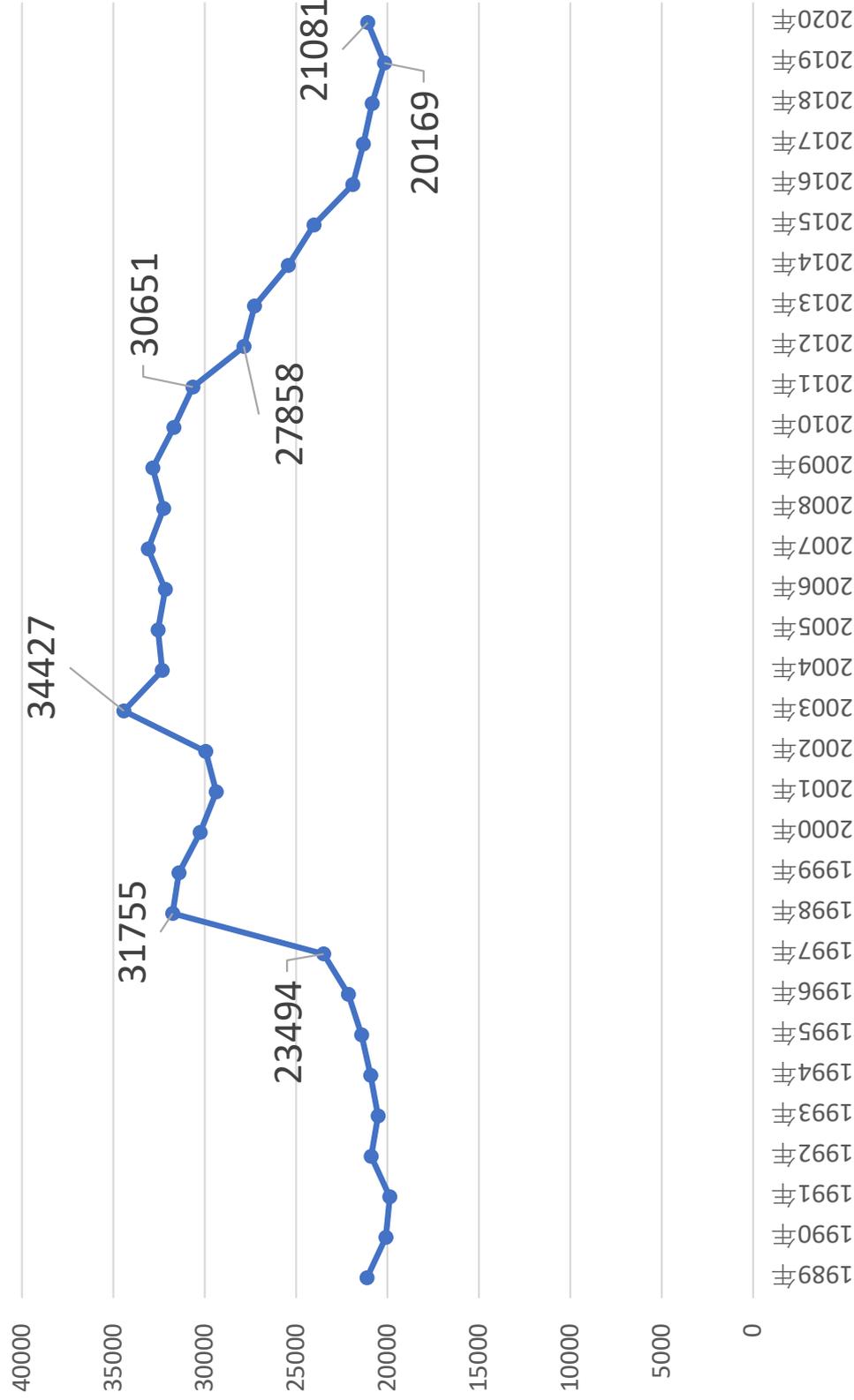
また、実際に困りごとを抱えたとして……

周囲にSOSを求められるだろうか？

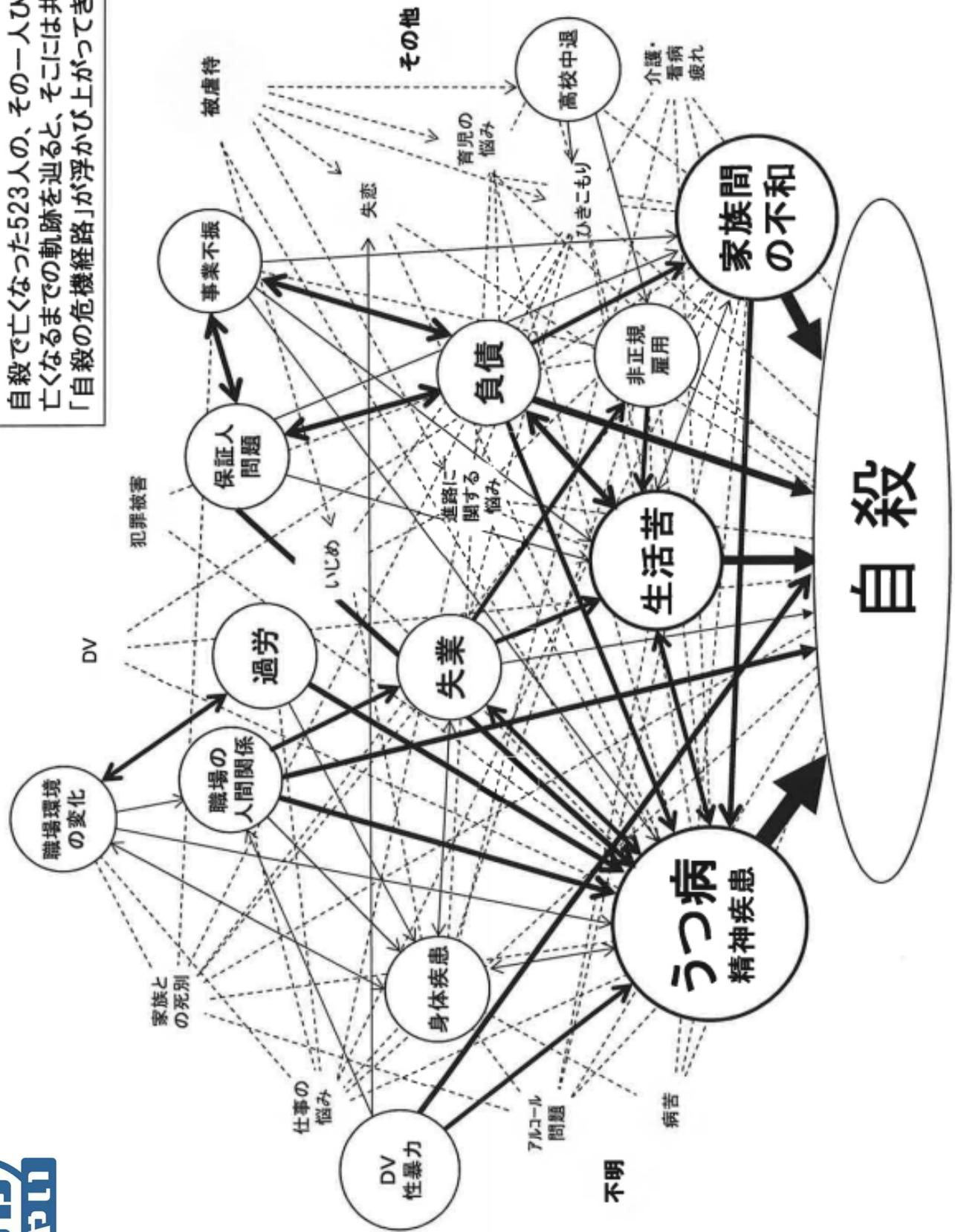
生活困窮、病気、介護、介護、不登校、ひきこもり
孤育て、メンタルの不調、DVや性暴力

日本では年間約2万人の自殺者がいる。そして、コロナ禍で増加。

自殺者数の年次推移 (内閣府・警察庁・厚生省資料より筆者作成)



自殺で亡くなった523人の、その一人ひとりの
亡くなるまでの軌跡を辿ると、そこには共通の
「自殺の危機経路」が浮かび上がってきた。



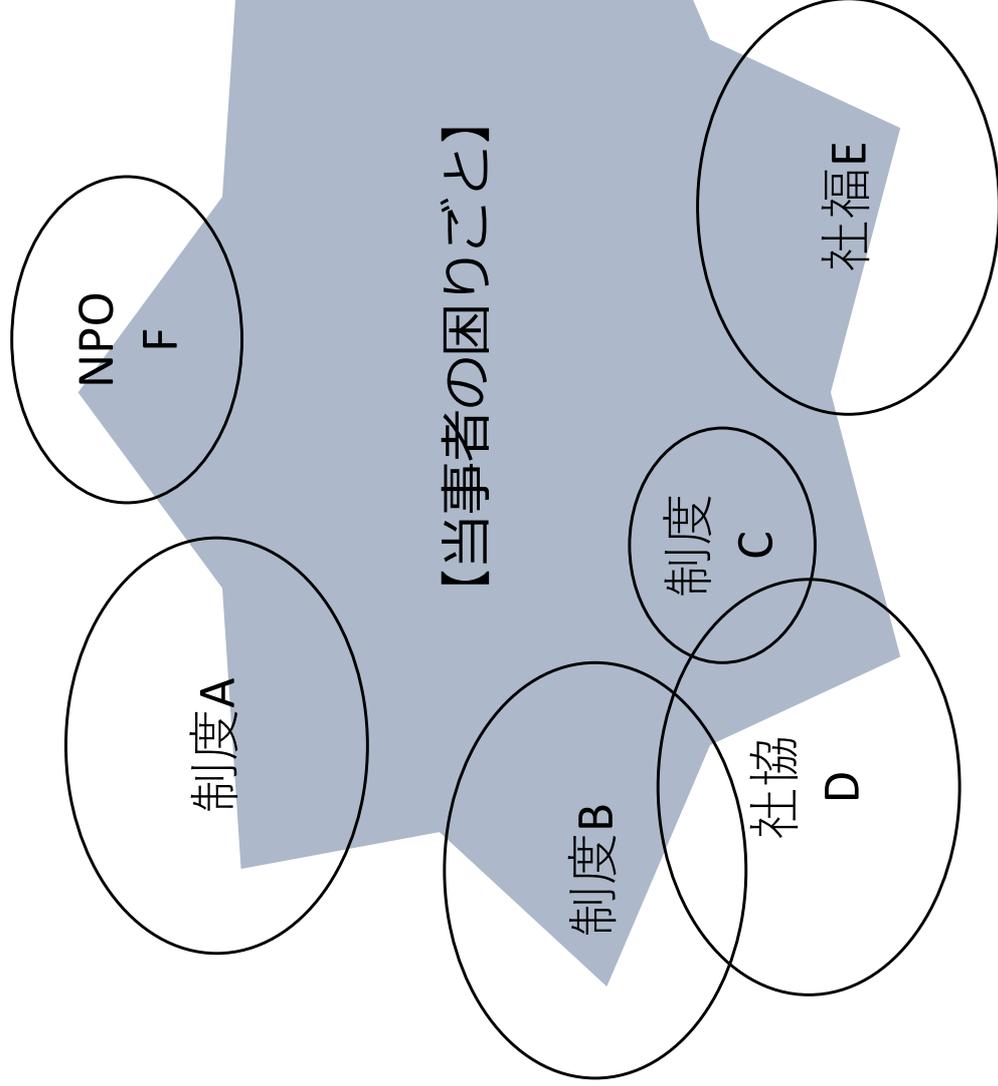
平均で約**4**つの「背景」がある

「よりそいホットライン」自殺予防ラインでは、
相談者の約7割の人が「孤立」している状態

「よりそいホットライン」平成29年度報告書より

複数の課題を抱え、孤独・孤立の状態

当事者の困りごとは多岐にわたる 既存の制度や支援機関で対応できないこともある



当事者のこまりごととは複数あり、複雑にからまっていたり、**政策化されていなかったり、民間の支援メニューでも対応できないことも。**

また、相談支援や伴走型支援により、これらの各種制度や社会資源と支援調整をおこなう。

さらに、制度外のところを実際には地域のNPO等が担っていることもあり、そこへの支援（連携や資金助成）も視野に入れる必要がある。

各制度や施策の縦割りをこえて、公的機関、民間機関などの垣根をこえて、**大きなまとまりとなって支援の枠組みを考えていくことが必要。**

緊急事態への対応はもちろん、豊かな日常作りが肝心

日常

緊急



【地域を豊かにする取り組み】
NPO等の活動の促進
文化・芸術・スポーツ等

【福祉的支援】
相談支援
給付、サービス提供

【つながり作りの支援】
居場所
社会参加の機会の提供

⇒多様な「活動」「担い手」「連携」がベースになる
⇒地域で何をおこなっていくべきか？

「つながり」の観点から地域の支援を考える

目次

1. コロナ禍での支援
2. 「つながり」孤独・孤立について
3. 孤独・孤立の調査から
4. 地域で何をしていけばいいか

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和3年） 調査結果のポイント

内閣官房孤独・孤立対策担当室

調査の背景

- 長引くコロナ禍の影響により、孤独・孤立の問題が社会問題として一層深刻化・顕在化する中、令和3年2月より、孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、政府一体となって孤独・孤立対策を推進（令和3年12月に「孤独・孤立対策の重点計画」を策定）
- 施策の推進に当たり、孤独・孤立の実態を的確に把握するため、令和3年12月に政府初となる孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施（調査は統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として実施）

調査の実施概要

正式名称	人々のつながりに関する基礎調査
調査目的	我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ること
調査対象	全国の満16歳以上の個人：2万人（無作為抽出による）
調査方法	内閣官房から調査対象者あてに調査書類を郵送。調査対象者はオンライン又は郵送により回答（※調査は株式会社サーベイリサーチセンターに委託して実施）
調査期日	令和3年12月1日（調査への回答期限：令和4年1月21日）
調査事項	孤独や孤立に関する事項、年齢、性別等の属性事項等（全27問）
回答数	調査書類の配布数：20000件 有効回答数：11867件（有効回答率59.3%）
結果公表	令和4年4月8日※

※調査結果は内閣官房孤独・孤立対策担当室WEBサイト（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_taisaku/index.html）及び政府統計ポータルサイト（<https://www.e-stat.go.jp/>）に掲載

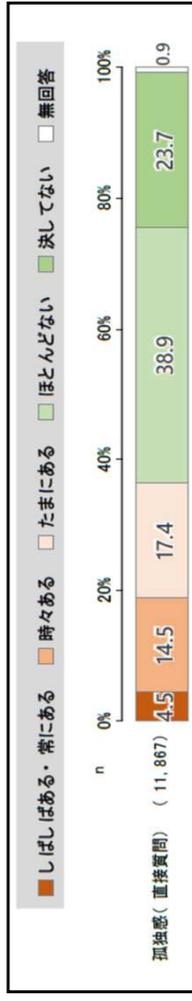
孤独の把握方法・孤独の状況

- 孤独という主観的な感情をよりの確に把握するため、この調査では2種類の設問を採用。

①直接質問

- 直接的に孤独感を質問。直接質問の結果、**孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は4.5%、「時々ある」「時々ある」が14.5%、「たまにある」が17.4%**であった。一方で孤独感が「ほとんどない」と回答した人は38.9%、「決してない」が23.7%であった（図1）

【図1】孤独の状況（直接質問）



あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

1 決してない	4 時々ある
2 ほとんどない	5 しばしばある・常にある
3 たまにある	

(参考①) 英国の状況（直接質問）

英国政府の統計調査（Community Life Survey 2020/21）では、孤独感が「しばしばある・常にある」は6%、「時々ある」が19%、「たまにある」が23%という結果が公表されている。※上記調査では小数点以下を四捨五入した整数を公表している。また、調査方法等が異なるため、比較には注意が必要である。

②間接質問

- 孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定する「UCLA孤独尺度」に基づく質問。3つの設問への回答を点数化し、その合計スコア（本調査では最低点3点～最高点12点）が高いほど孤独感が高いと評価。間接質問の結果、**合計スコアが「10～12点」の人が6.3%、「7～9点」の人が37.1%**の人が37.4%、「4～6点」の人が18.5%であった（図2）

①あなたは、自分には人とのつきあいがないと感じることがありますか。

1 決してない	3 時々ある
2 ほとんどない	4 常にある

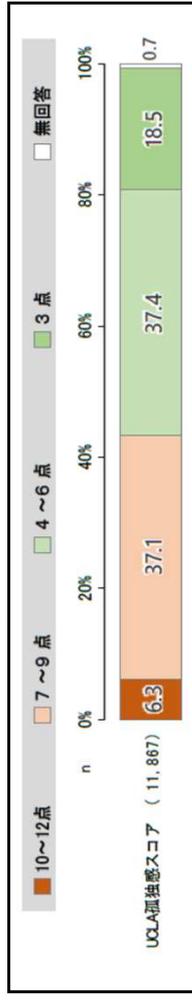
②あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。

1 決してない	3 時々ある
2 ほとんどない	4 常にある

③あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

1 決してない	3 時々ある
2 ほとんどない	4 常にある

【図2】孤独の状況（間接質問）



(参考②) 英国の状況（間接質問）

英国政府の統計調査（Community Life Survey 2020/21）では3つの回答選択肢（3件法）を用いており、最低点3点～最高点9点の範囲で、8点又は9点の人が9%という結果が公表されている。→「参考③」参照

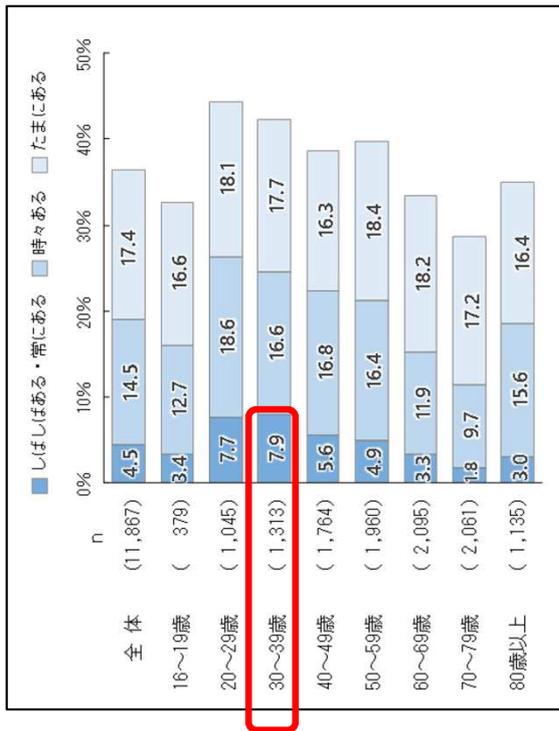
(参考③) UCLA孤独感尺度

カリフォルニア大学ロサンゼルス校（UCLA）の研究者が孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定しようと考案したものである。本調査では上記の3項目の設問について、それぞれ4つの回答選択肢（4件法）を設定。「決してない」を1点、「ほとんどない」を2点、「時々ある」を3点、「常にある」を4点とし、その合計スコアにより孤独感の高さを測定。なお、調査によって尺度がアレンジされることがあり、英国では「しばしばある」（3点）、「時々ある」（2点）、「ほとんど・決してない」（1点）の3つの回答選択肢（3件法）を設定。

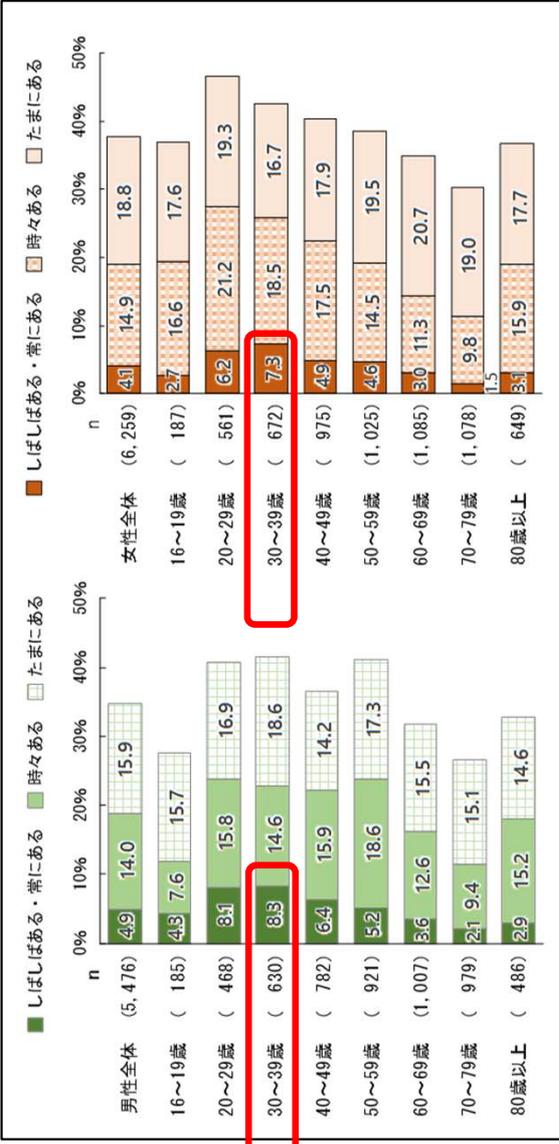
孤独の状況（孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合）

- 年齢階級別の割合は「30歳代」が最も高く、7.9%であった。一方、最も低いのは「70歳代」で1.8%であった（図3）
- これを男女別にみても、男女ともに「30歳代」が最も高く、男性が8.3%、女性が7.3%であった。その割合が最も低いのは男女ともに「70歳代」で男性が2.1%、女性が1.5%であった（図4）

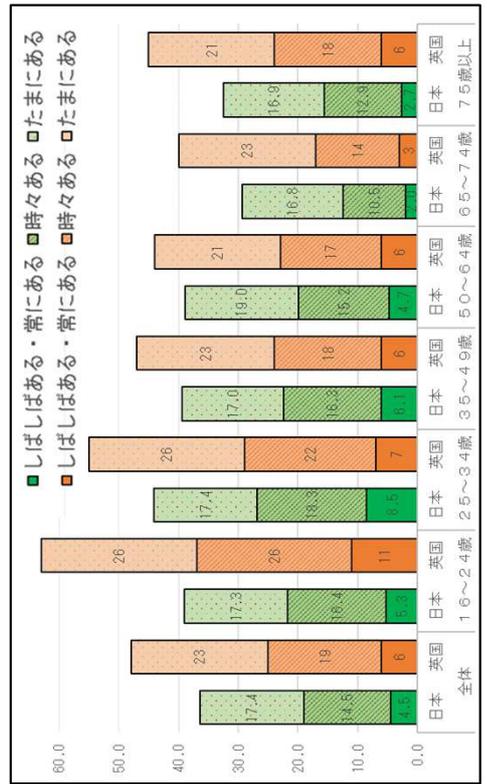
【図3】年齢階級別孤独感



【図4】男女、年齢階級別孤独感



【参考図】年齢階級別孤独感・英国との比較 (%)



- 参考として、本調査と英国政府の統計調査（Community Life Survey 2020/21）における年齢階級別孤独感を比較。英国では16~24歳の年齢階級で孤独感が高くなっている。

※英国との比較のため、年齢階級は英国の調査に合わせている。

孤独の状況（現在の孤独感に至る前に経験した出来事）

- 孤独感が「たまにある」、「時々ある」、「しばしばある・常にある」と回答した人がその状況に至る前に経験した出来事としては、「一人暮らし」、「転校・転職・離職・退職（失業を除く）」、「家族との死別」、「心身の重大なトラブル（病気・怪我等）」、「人間関係による重大なトラブル（いじめ・ハラスメント等を含む）」を選択した人が多かった。

【図5】現在の孤独感に至る前に経験した出来事（複数回答）



○ 図5の右側のグラフは孤独感が「たまにある」、「時々ある」、「しばしばある・常にある」と回答した人がその状況に至る前に経験した出来事を集計したものである。

○ 図5の左側のグラフは孤独感が「決してない」、「ほとんどない」と回答した人がその状況に至る前に経験した出来事を集計したものである。

※経験した出来事を全て選択する複数回答方式による。

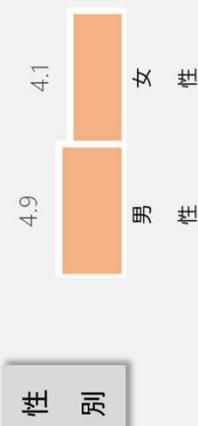
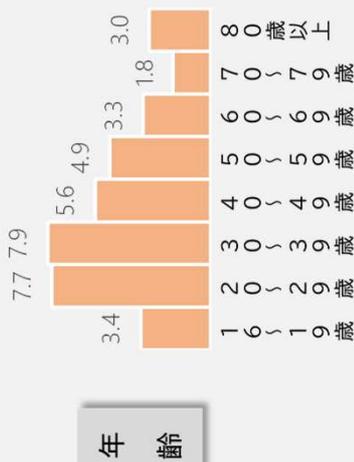
(参考) 孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の主な属性

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。



孤独感の程度	割合 (%)
しばしばある・常にある	4.5%
時々ある	14.5%
たまにある	17.4%
ほとんどない	38.9%
決してない	23.7%
無回答	0.9%

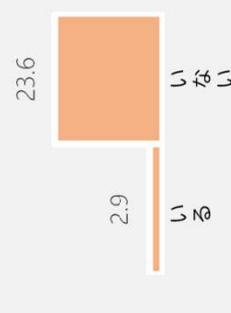
※各グラフの単位は「%」



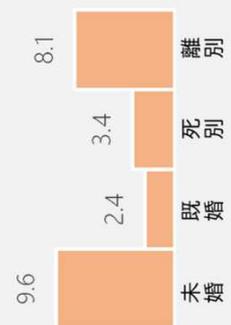
住居



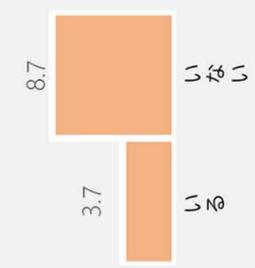
相談の有無



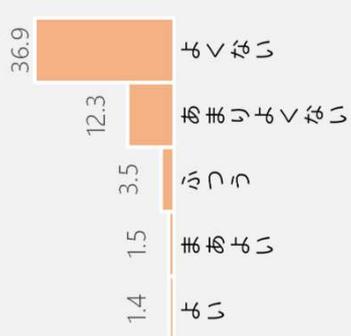
婚姻状況



同居人



健康状態



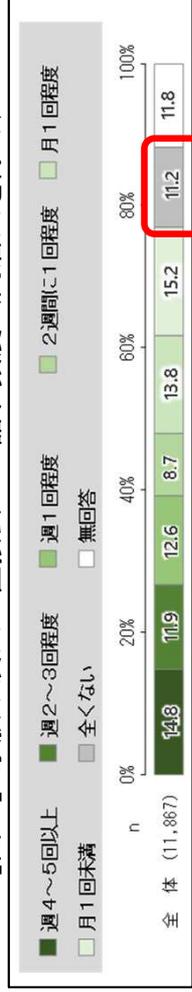
孤立の把握方法

- 孤立については、国内の先行研究などを参考に①社会的交流（家族・友人等との交流）、②社会参加（PTA活動、ボランティア活動、スポーツ・趣味等の人と交流する活動への参加）、③社会的サポート（他者からの支援）、④社会的サポート（他者への手助け）の状況から社会的孤立の状態を把握。

孤立の状況

- ①社会的交流について、同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが全くない人の割合が11.2%であった（図6）

【図6】家族や友人と直接会って話す頻度（同居人を除く）



(参考) 英国の状況（孤立）

英国政府の統計調査（Community Life Survey 2020/21）では66%の人が週1回以上、同居していない家族や友人たちと直接会って話すことがあるという結果が公表されているが、友人がいない人、無回答を除いているため、参考比較は行わない。

- ②社会参加について、特に参加していない人の割合が53.2%となっている。なお、参加している人については「スポーツ・趣味・娯楽・教養・自己啓発などの活動（部活動等を含む）」への参加を選択する割合が最も高く、29.6%であった。
- ③社会的サポート（他者からの支援）について、支援を受けていない人の割合が89.2%であった。なお、全体では、支援を受けている人の割合が4.4%であるが、80歳以上では男性で8.4%、女性で12.2%とその割合が高くなっている。
- ④社会的サポート（他者への手助け）について、「手助けをしないと思わない・手助けを必要とする人がいるか分からない」という人の割合が4.3%、「手助けを求めない」が24.8%、「自分にはできない」が10.5%であった。

今後の取組

- 調査結果を踏まえ、令和3年12月に策定した「孤独・孤立対策の重点計画」の評価・検証、見直しを検討するとともに、令和4年度において、引き続き、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施するなど、継続的に孤独・孤立の実態把握に努める。

1. 孤独・孤立対策の現状

<新型コロナ感染拡大前>

職場・家庭・地域で人々が関わり合い支え合う機会の減少 → 「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へ変化

<新型コロナ感染拡大後>

交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等 → **社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化**

2. 孤独・孤立対策の基本理念

(1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応

- ▷ 孤独・孤立は、
 - ・ **人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもの**
 - ・ 当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったもの。**社会全体で対応しなければならぬ問題。**
 - ・ 心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念
- ▷ 「孤独」は主観的概念、ひとりぼっちと感じる精神的な状態
 「孤立」は客観的概念、社会とのつながりのない/少ない状態
当事者や家族等の状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様

○ 一律の定義で所与の枠内で取り組むのではなく、**孤独・孤立双方を一体で捉え、多様なアプローチや手法により対応。「望まない孤独」と「孤立」を対象として取り組む。**

○ 孤独・孤立の問題やさらなる問題に至らないようにする「**予防**」の**観点が重要。**

「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して取り組む。「予防」の観点からの施策の在り方を検討。

(2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進

- ▷ 孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境によって多様
- ▷ 当事者のニーズ等も多様。配慮すべき事情を抱える方、家族等が困難を抱える場合も存在
- **まずは当事者の目線や立場に立って、当事者の属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で施策を推進**
- **その時々々の当事者の目線や立場に立って、切れ目なく長い、きめ細かな施策を推進**
- 孤独・孤立の問題を抱える当事者の家族等も含めて支援する観点から施策を推進

(3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

- 当事者や家族等が相談できる誰か等と**対等につながり、「つながり」を実感できることが重要。**このことが孤独・孤立の問題の解消にとどまらずウェルビーイングの向上にも資するとの考え方で施策を推進。
- 地域によって社会資源の違いがある中で、当事者や家族等を支援するため、**行政・民間の各種施策・取組について有機的に連携・充実**
- **関係行政機関（特に基礎自治体）**において、既存の取組も活かして孤独・孤立対策の**推進体制を整備。**社会福祉協議会や住民組織との協力、NPO等との密接な連携により、**安定的・継続的に施策を展開**

3. 孤独・孤立対策の基本方針 ※基本方針の柱ごとに具体的施策(現状、課題、目標、対策)を掲載

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求め声を上げやすい社会とする

① 孤独・孤立の実態把握

- ・ 孤独・孤立の実態把握、データや学術研究の蓄積、「予防」の観点から施策の在り方を検討

② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

- ・ 継続的・一元的な情報発信、各種支援施策につなぐワンストップの相談窓口、プッシュ型の情報発信等

③ 声を上げやすい環境整備

- ・ 「支援を求め声を上げることが良いこと」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報及び普及啓発、教育等

(2) 状況に合わせた切れ目ない相談支援につなげる

① 相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)

- ・ 包括的な相談支援(各種相談支援制度等の連携)、多元的な相談支援(24時間対応の相談等)、発展的な相談支援(多様な人が関わり専門職も強みを発揮)を推進

② 人材育成等の支援

- ・ 相談支援に当たる人材の確保・育成・資質向上、相談支援に当たる人材への支援

4. 孤独・孤立対策の施策の推進

- 本計画は、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめたもの。関係府省は、本計画の各施策それぞれの目標達成に向けて着実に取組を進める。
- 関係府省及びNPO等が連携して幅広い具体的な取組を総合的に実施。関係府省において事業の使いやすさの改善に努め、事業展開にさらなる検討を加えていく。

特に、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動への支援については、当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援。

- 毎年度、本計画の各施策の実施状況を評価・検証。毎年度を基本としつつ必要に応じて計画全般の見直しを検討。これら際には「孤独・孤立対策推進会議」「有識者会議」で審議等。

(3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

① 居場所の確保

- ・ 多様な各種の「居場所」づくり、「つながり」の場づくりを施策として評価し効果的に運用

② アウトリーチ型支援体制の構築

- ・ 当事者や家族等の意向・事情に配慮したアウトリーチ型の支援を推進

③ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

- ・ いわゆる「社会的処方」の活用、公的施設等を活用する取組や情報発信

④ 地域における包括的支援体制の推進

- ・ 地域の関係者が連携・協力し、分野横断的に当事者を中心に置いた包括的支援体制
- ・ 小学校区等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくり

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

① 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

② NPO等との対話の推進

③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成支援

④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援（令和4年度予算・令和3年度補正予算）

- 孤独・孤立対策について、令和3年12月に重点計画を策定し、基本理念、施策の方針、具体的施策を決定。
- 孤独・孤立対策に取り組むNPO等に対し、「16か月予算」の考えのもと、支援対象やスキームの拡充強化を図りながら、令和4年度予算と令和3年度補正予算を合わせて、安定的・継続的に支援。

子供の居場所づくり【内閣府】

- ・NPO等が行う子供の居場所づくりに係る地方公共団体への支援の強化。令和3年度補正予算でより高い補助率(10/10)の事業を創設。
 - 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業(地域の未来応援交付金)
 - ✓新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業 20億円(R3補正)
 - ✓つながりの場づくり緊急支援事業 1億円(R4)

女性に寄り添った相談支援【内閣府】

- ・地方自治体が、NPO等の知見を活用して行う、不安や困難を抱える女性に寄り添った相談支援等への予算の拡充。
 - 地域女性活躍推進交付金
 - ✓寄り添い支援型プラス、つながりサポート型 3億円(R3補正)
 - ✓寄り添い支援型プラス、つながりサポート型 2億円(R4)

生活困窮者等支援・自殺防止対策【厚生労働省】

- ・生活困窮者やひきこもり状態にある方に対し、生活の支援・住まいの支援、子どもの学習支援等に関する活動を行うNPO法人等について支援。令和3年度補正予算で、全国団体に加え、同一都道府県内での支援活動を行う団体の支援を追加(補助率10/10)。
- ・NPO法人等が行う自殺防止に係る取組への支援を強化(補助率10/10)。
 - 生活困窮者等支援民間団体活動助成事業 5億円(R3補正)
 - 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 10億円(R3補正)
 - 地域自殺対策強化交付金 3億円(R4)

フードバンク支援・子ども食堂等への食材提供支援【農林水産省】

- ・子ども食堂・子ども宅食への食材提供に対する支援。令和3年度補正予算で引き続き食材調達費等を定額補助。
 - ・子ども食堂等の団体に食品提供を行うフードバンクへの支援。令和3年度補正予算で食品の受入れ・提供を拡大するために必要な経費、食品ロス発生要因の把握・分析によるフードバンクとの連携強化のための経費の支援を拡充。
 - 国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業のうち子ども食堂等への食材提供に対する支援
5億円(R3補正)
2億円(R3補正)
1億円(R4)
 - フードバンク支援緊急対策事業
 - 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援
 - ※上記の他、地域での食育の推進における子ども食堂等への支援について支援対象を拡充。
- また、政府備蓄米の子ども食堂等への支援について申請手続きを簡素化するとともに、政府備蓄米の子ども宅食への無償交付の民間利用の拡大を図る（申請1回当たりの上限数量を300kgから450kgに引上げ）。

住まいの支援【国土交通省】

- ・NPO等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助の拡充。令和3年度補正予算でNPO等の居住支援法人に対する補助限度額引上げ(1,000万円→1,200万円)の対象に居住支援法人がアウトリーチ型による入居支援を行う場合等を追加。
 - 居住支援協議会等活動支援事業
1億円(R3補正)
9億円(R4)

○その他の支援

- 緊急的住居確保・自立支援対策及び更生保護就労支援事業【法務省】
8億円(R4)
- 孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発【消費者庁】
0.3億円(R4)
- ※令和3年度補正予算で新たにきめ細かな対応として、孤独・孤立対策連携プラットフォーム(仮称)設立準備経費【内閣官房】、緊急的住居確保・自立支援対策において新型コロナウイルス対策の強化【法務省】を措置。

総合経済対策における孤独・孤立対策（令和4年度第2次補正、R4.12.2）

1 各種支援策を

届けるための環境整備

【内閣官房】

○ 地域における孤独・孤立対策のモデル構築

- ・ 地方自治体が主体となった地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備を通じた連携モデルを構築し、全国展開を推進。

○ 孤独・孤立相談ダイヤルの試行

- ・ 相談機関の連携を強化した相談窓口を設け、孤独・孤立に関する様々な相談を受けつつ、相談データの整理、分析、検証を行い、本格稼働に向けたモデルを構築。

○ 声を上げやすい社会の実現に向けた広報の強化

- ・ 官民連携プラットフォーム分科会の検討結果等を踏まえ、広報活動や普及啓発等を強化。

7億円

2 孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援【関係府省】

地域における取組モデル構築を通じた支援【内閣官房】

- ・ NPO等による孤独・孤立問題に対する日常生活環境での早期対応や予防に資する先駆的な取組への支援を新たに実施。
【地域における孤独・孤立対策実証調査（新規）】 1億円

こどもの居場所づくり【内閣府、内閣官房・厚生労働省】

- ・ NPO等が行うこどもの居場所づくりに係る地方公共団体による支援について、食事、食材等の提供を行う支援を強化するため補助上限額を引上げ。【地域子供の未来応援交付金】 20億円
- ・ NPO等が行う居場所づくり等への効果的な支援方法等を検討するためのモデル事業を創設。
【NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業（新規）】 2億円

女性に寄り添った相談支援【内閣府】

- ・ 地方自治体がNPO法人等の知見を活用して行う、不安や困難を抱える女性に寄り添った相談事業等への支援。また、男性の活躍の場を家庭や地域社会に広げ、男女共同参画社会を実現するため、男性の孤独・孤立の悩みなどに係る「男性相談支援」を新規メニューとして追加。
【地域女性活躍推進交付金】 3億円

生活困窮者等支援・自殺防止対策【厚生労働省】

- ・ 孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者等に対する支援活動を行うNPO法人等の取組への支援を継続。
【生活困窮者等支援民間団体活動助成事業】 5億円
- ・ NPO法人等が行う自殺防止に係る取組への支援を継続。
【新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金】 10億円

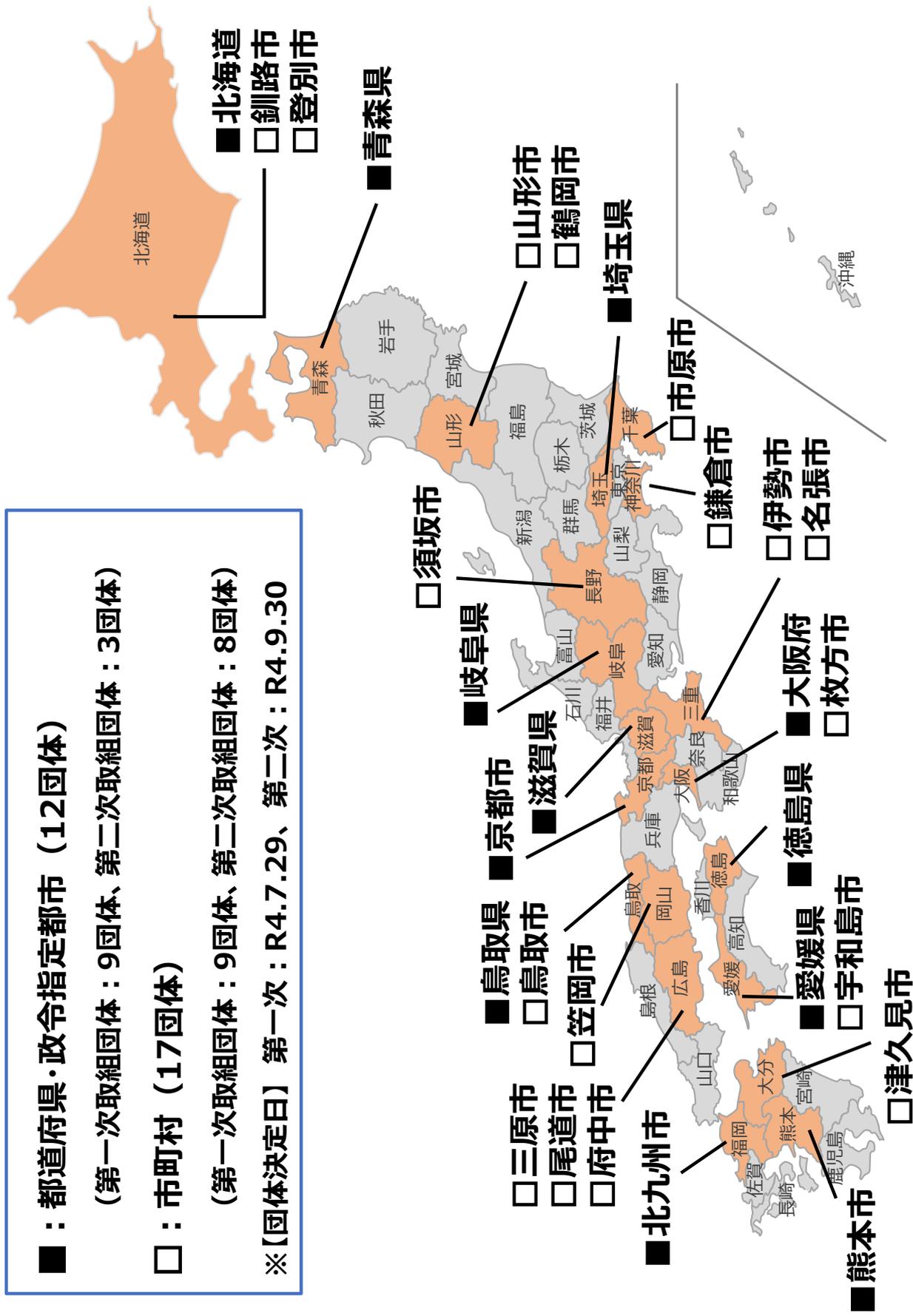
フードバンク支援・食育の推進【農林水産省】

- ・ こども食堂等への食品の提供を行うフードバンクの食品受入れ・提供の拡大や、食品供給元の確保等の課題を解決するための専門家を派遣する支援の予算を拡充。
【食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策】 3億円
- ・ こども食堂等の共食の場の提供やこども宅食における日本型食生活の普及・啓発などの食育の取組の支援を強化。
【消費・安全対策交付金のうち「地域での食育の推進」】 5億円

住まいの支援【国土交通省】

- ・ NPO等の居住支援法人等が実施する住宅確保要配慮者に対する入居相談や見守り等の活動への支援の予算を拡充。
【居住支援協議会等活動支援事業】 2億円 37

地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」推進事業 取組団体（地方自治体）一覧（計29団体（都道府県・政令市:12、市町村:17））



キーワードは「連携・協働」

目次

1. コロナ禍での支援
2. 「つながり」孤独・孤立について
3. 孤独・孤立の調査から
4. 地域で何をしていけばいいか

ひきこもりの人への支援を例に

小中学生の不登校は過去最多に

[新着](#)
[社会](#)
[政治](#)
[経済](#)
[スポーツ](#)
[国際](#)
[地域](#)
[科学・IT](#)
[エンタメ・文化](#)

ホーム > ニュース > 社会

小中学生の不登校、過去最多の24万4940人...コロナ拡大で「登校意欲わきにくい状況」

2022/10/27 17:00

新型コロナ

この記事をスクラップする

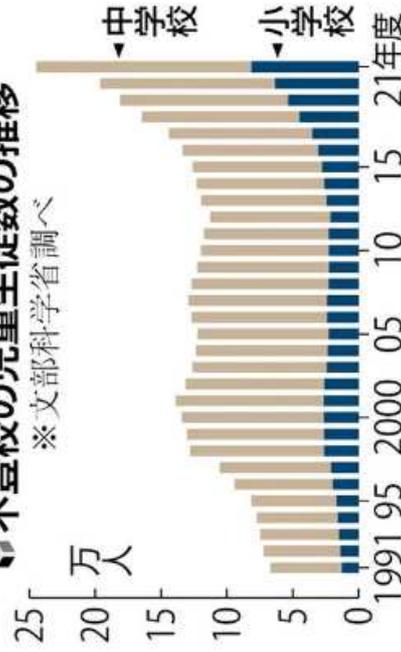


全国の小中学校で2021年度に不登校だった児童生徒は、前年度から2割以上増え、24万4940人で過去最多となったことが27日、文部科学省の問題行動・不登校調査でわかった。20万人を超えたのは初めて。

▶ マスクせず習近平氏の隣に着席した香港行政長官、コロナ感染判明... APEC帰りの空港検査

不登校の児童生徒数の推移

※文部科学省調べ



調査は、国公私立の小中高校と特別支援学校を対象に実施。不登校は病気や経済的理由、20年度から項目に加わった「新型コロナウイルスの感染回避」などの理由を除き、年30日以上登校していない状況を指す。

不登校の小学生は8万1498人（前年度比

江戸川区調査では「ひきこもり」が約8000人

▶ 社会

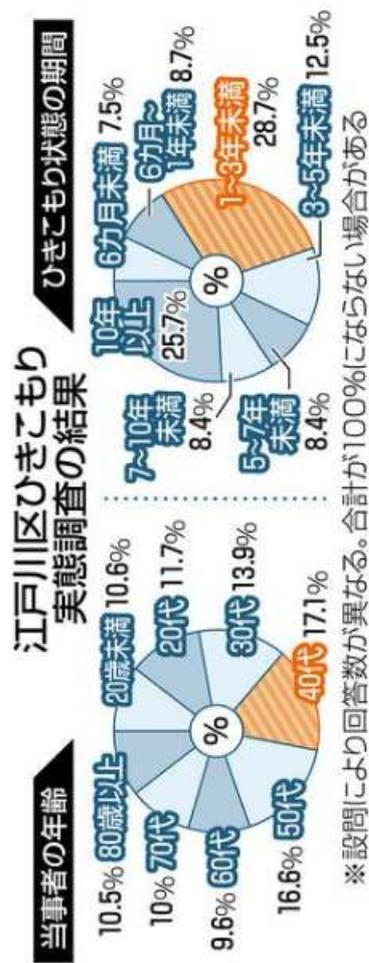
江戸川区内「ひきこもり」約8000人 半数超が相談せず 区長「シヨックな数字」 昨年度調査 40代が最多

2022年6月9日 22時50分

東京都江戸川区が2021年度、区内約35万世帯（約70万人）のうち、18万世帯を対象に実施したひきこもりの大規模実態調査で、7919人（7604世帯）のひきこもり当事者がいることが分かった。調査対象の24世帯に1世帯の割合にあたり、これまで区の支援を受けた当事者64人を合わせると、約8000人になる。ただ調査対象の4割強が回答しておらず、実態はさらに多い可能性がある。区によると、こうした大規模調査は全国でも珍しいという。（太田理英子）

◆病气、職場になじめず…

調査は、15歳以上で給与収入に課税されていない人や、介護など行政サービスを利用していない人を対象とし、昨年7月から今年2月にかけて郵送と訪問で実施。57.2%にあたる10万3196世帯から回答があった。



状況や背景によって「ひきこもり」の人に
必要な支援は異なっている

- 年代（本人&家族）、将来の展望
- 体調、病気・障がい
- 経済力（本人&家庭）、就労経験等
- 家族との関係、暴力の有無
- 友人、知人、隣人等との「つながり」
- 相談機関等との「つながり」

もやいにきた「ひきこもり」の人からの相談

- ・ 20代半ば 不登校で高校中退
- ・ 精神疾患あり 通院はしている
- ・ 家族と同居 関係悪化 父から暴力あり
- ・ 本人名義の資産は数万円のみ
- ・ 就労経験なし 自信もない
- ・ 家を出て生活したい

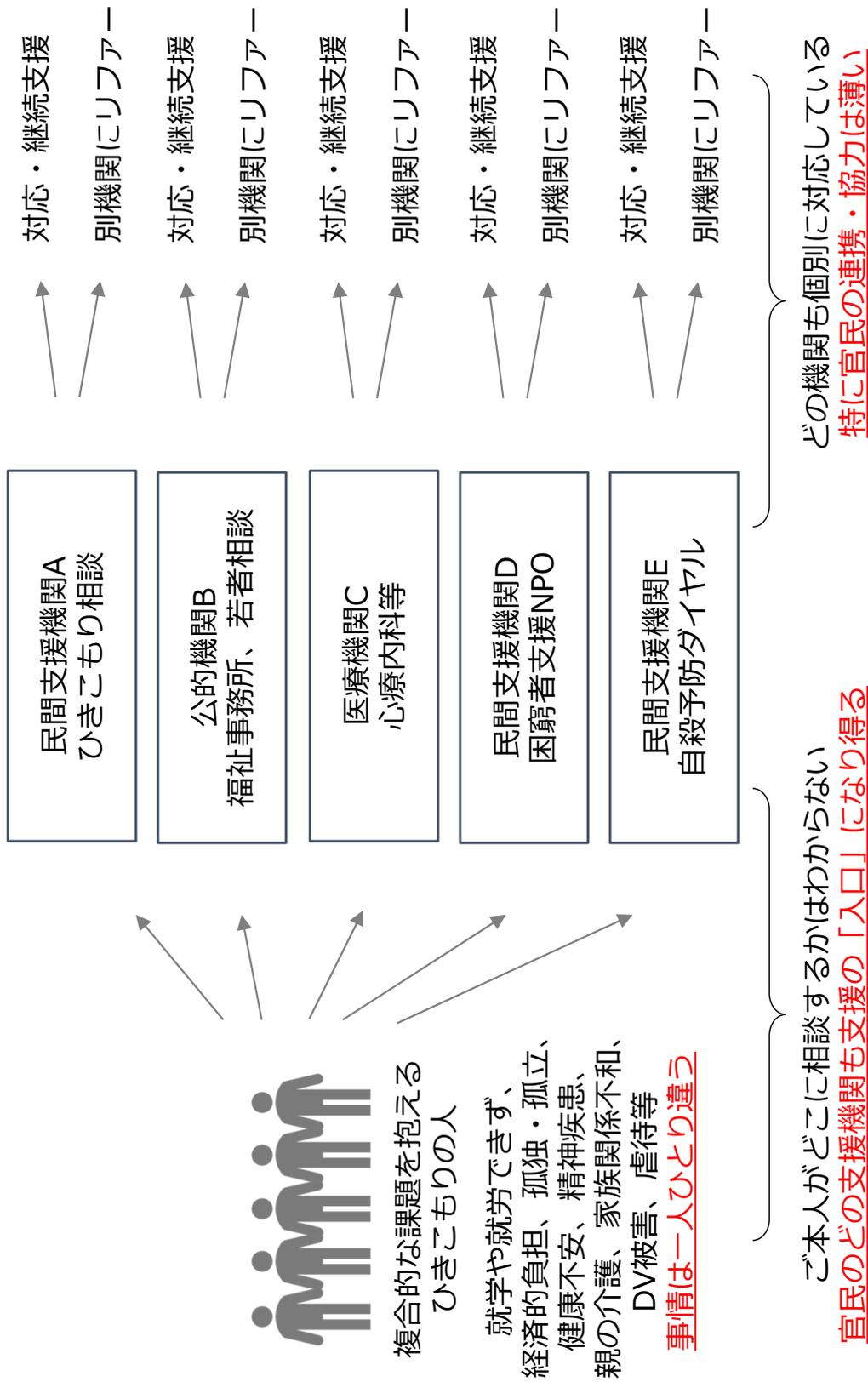
もやいにきた「ひきこもり」の人からの相談

- ・ 50代後半 約30年間ひきこもり
- ・ 母の年金で生活していたが母が逝去
- ・ 貯金は残り30万円ほど
- ・ 長らく働いておらず自信がない
- ・ 一人用の部屋に引っ越したい
- ・ 仕事を見つけたたいがお金が続かない

もやいにきた「ひきこもり」の人からの相談

- ・ 50代前半の親からの相談
- ・ 20代息子がアパートで独り暮らし
- ・ 息子は働かず、就労経験もなし
- ・ 毎月資金援助している
- ・ 仕事をさせて自立させたい
- ・ これ以上資金援助はできない

現場レベルでの分野をこえた連携、協力が必要



各支援分野の枠組みをこえて、官民の垣根をこえて、「大きなチーム」を作る必要がある。顔の見える「大きなチーム」がワンストップ&ネットワークで伴走していく体制の構築を。



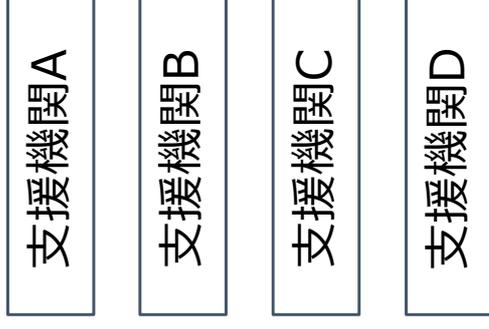
リファーマー「先」であり「元」である〈もやい〉

【リファーマー元の場合】



生活困窮と、ほかにも複合的な課題を抱えるひきこもりの人

孤独・孤立、健康不安、精神疾患、
親の介護、家族関係不和、
DV被害、虐待被害等
(事情は一人ひとり違う)



もやいで対応（生活困窮分野）
相談支援、入居支援、居場所等

各分野の支援機関に
必要に応じてリファーマー

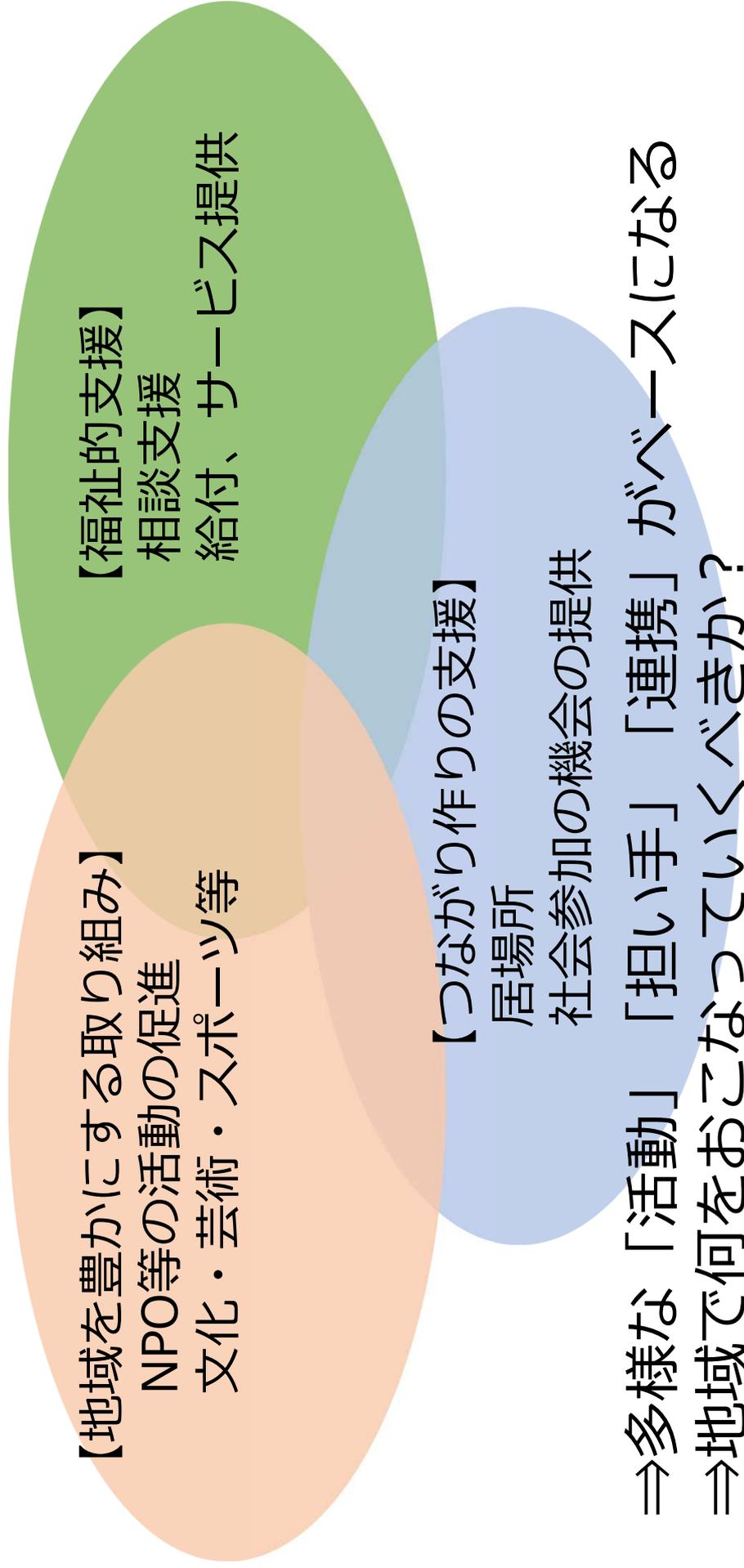
- ・現状では、個別にツテや人脈をたどってリファーマー先につないでいる状況。
- ・仕組みとしてリファーマーやネットワーク作りができていないわけではない。
- ・リファーマーやネットワーク作りには公的資金も入っていない。

さまざまな機関、団体、グループが
連携・協力して支援していく必要がある

地域での支援の輪を広げていくためには？

日常

緊急



まとめ

【コロナ禍で「生きづらさ」は拡大】
年越し派遣村をこえる人数が食料品配布に……。
各地の困窮者支援、フードバンク、子ども食堂での支援の拡大

【そもそも「つながり」が希薄な社会になっている】
人口減、核家族化、所得減など、著しい社会の変化
「つながり」に対する支援はこれまで脆弱だった

【政府の孤独・孤立対策が少しずつ始まる】
全国調査で約4割が「孤独」、約4割が「孤立」
孤独・孤立は誰にも起こり得る、起こりやすい状況もある

【地域でできることは？】
孤独・孤立は複合的、重層的にさまざまなテーマに関わっている
地域のさまざまな機関、団体が連携、協力することが必要

→個別の「支援」の体制づくり（連携や協働、DXやアウトリーチ）
→「つながり」を基軸とした「地域づくり」

質疑応答

3 パネルディスカッション

「～誰も孤立することのない地域づくりに向けて～」

【コーディネーター】

認定特定非営利活動法人 自立生活サポートセンター・もやい理事長
内閣官房孤独・孤立対策担当室 政策参与

大西 連 氏

【パネラー】

- 玉村町役場 健康福祉課 CSW 阿部 美那子 氏
- 藤岡市社会福祉協議会（藤岡市自立相談支援機関） 主任相談支援員
篠原 康一 氏
- 茨川市民生委員児童委員協議会 会長 石北 智子 氏

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

令和4年度地域共生社会推進セミナー

「～誰も孤立することのない
地域づくりに向けて～」

玉村町役場 健康福祉課

CSW 阿部 美那子

～県央の未来を紡ぐ玉村町～

▶ 人口

35,980人（令和5年1月1日現在）
【ピーク時 38,168人（平成17年10月1日）】

▶ 高齢化率

26.8%（令和5年1月1日現在）

▶ トピックス♪

「道の駅玉村宿」、「田園夢花火」、「玉村八幡宮」、「全国食肉学校」、
「群馬県立女子大学」、「高崎玉村スマートIC」、
「虹色のマチTAMAMURA（分譲地・販売中）」
令和4年～重層的支援体制整備事業スタート

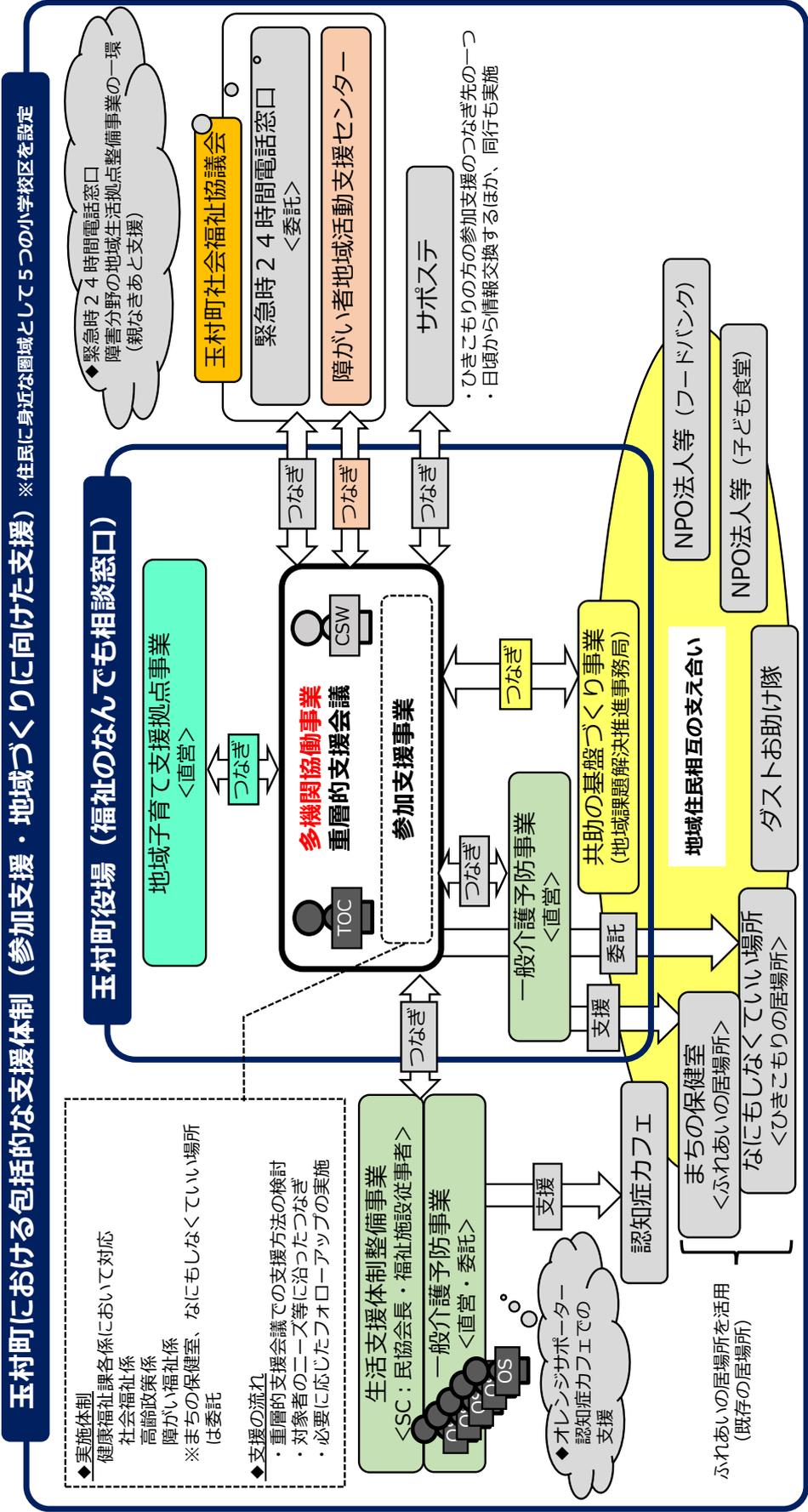


玉村町マスクットキャラクター
たまたん

【玉村町】重層的支援体制整備事業の実施イメージ（R4～）

【Ⅱ 参加支援・Ⅲ 地域づくりに向けた支援】

- ・多機関協働事業につなげた単独で解決することが難しい事例について、参加支援事業により、多様な社会参加につなぐ。
- ・既存の地域づくりに向けた支援に係る事業では、基本は当該専門分野における支援を提供するが、支援対象者（世帯）の状況に応じて柔軟な利用も可能とする。
- ・健康福祉課高齢政策係にチームオレンジコーディネーター（TOC）を配置、同課社会福祉係にCSW（多機関協働も担当）を配置し、両者を中心に取り組む。



ちよこつと福祉の相談所

令和2年4月～
町内にいる様々な専門家に身
近な相談役を
お願し、必要な時は行政へつ
ないでいただく
橋渡し役をお願いしています

現在（令和5年1月現在）
18か所



ちよこつと福祉の相談所になって
いただける事業者を募集しています

☆町内には、たくさんの方がいます
☆得意分野について地域の人から相談を受け、
必要な情報提供・支援を行う所です

よかったら、
ちよこつと
一緒にやりませんか？



ちよこつと福祉の相談所は、福祉分野とられず、専門分野
について生活上の困りごと解決のお手伝いをしていただい
ております

申し込み・問い合わせ先
玉村町役場 健康福祉課 社会福祉係
電話 61-8131

法テラスの 指定相談場所

☆ハローワーク ☆若者サポート ステーション



令和3年4月27日に群馬県司法書士会と協定を締結

ひきこもり支援

としまこもり サロン始めます

のんびり まったり みんなで ひなたぼっこ

当事者のサロン
ふるーばーど

出入り自由、途中退席OKです。
当日申し込みもOK!
ここにいらっしゃる方、ここに
来て楽しくお話ししましょう。

家族のサロン
ひなたぼっこ

家族同士しかわからない悩み
を共有しましょう。
家にあるのかつらい話、ここに
来て楽しくお話ししましょう。

傾聴セラピー ~Your Eyes~

友達や家族以外の誰かに話を聞いて
もらいたい方
1時間じっくりお話をうかがいます。

出張傾聴セラピー

県内町内圏を対象に、ご自宅や所属の場所でお話を伺います。メール、電話相談も
随時おこなっております。お気軽にお問い合わせください。

日時	毎月第4火曜日 13:30~15:30			
7月26日	8月23日	9月27日	10月25日	11月22日
12月27日	1月24日	2月28日	3月28日	

会場
公共施設
佐波郡玉村町

お問い合わせ先 玉村町社会福祉協議会 0270-65-8864

群馬県社会福祉協議会 TEL:027-212-0011

MAIL:g-soudan@g-shakyo.or.jp

玉村町なにもなくいい居場所事業

“黄色いゾエズ”が
めじるしです

そよかぜ

令和5年2月6日(月)

令和5年3月6日(月)

開催時間 PM13:30~PM15:30

予約不要・出入り自由

玉村町住民活動サポートセンターばる

“ふるハートホール”

(住所 下新田 208-4)

そよかぜは、
あんしん
しやし
つながらり
をモットーに、
町内のひきこもり
の方・ご家族
の居場所をス
トしました

なにもなくいいんです。
でも、一緒に何かしなくなったらやりましよう。
また、話したくなったら、私たちにきかせてく
ださい。よかつたら寄ってみてください。
お茶でもどうですか?

【問合せ】玉村町役場健康福祉課
社会福祉係 TEL 61-8131

【共同開催】傾聴ボランティアさくらんぼ・玉村町

玉村町なにもなくいい居場所事業

玉村町なにもなくいい居場所事業

月1回なにもなくいい居場所スタートしています

“黄色いゾエズ”
がめじるし

会場：居場所ゆきえさん家
(宝蔵寺敷地内 板井 1058-2)

毎月第3 金曜日 午後1:00~4:00

予約不要・出入り自由

11月18日・12月16日・R5年1月20日

令和5年2月17日・令和5年3月17日

★町内にお住まいで、家に閉じこもった
生活をしているご本人・そのご家族の
居場所です。

★人と関わるのが苦手だけど、地域に
居場所が欲しい。

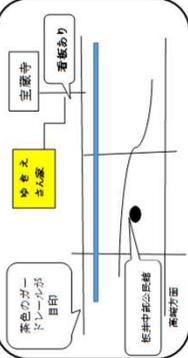
★定期的に健康相談する人が欲しい。

一緒に茶話しませんか？
でも無理にしやべらなくて
いいんです。また話したく
なったら、きかせて下さい。
ゆきえさん家でまてます

お散歩のゴール
地点にしてみて
はどうかなあ...



第3金曜日
11:00~
11:30頃
パンの出張販売中



【問合せ】玉村町役場健康福祉課

社会福祉係 TEL 61-8131

チラシ・チケット料等で
おいしいお茶をごら
まします!

みなさんへお願い

ここは、ひきこもりの当事者、家族のための居場所です

★秘密厳守 (ここを出たら、今日の内容は話さない)

★参加する相手を批判しない

★話したくない時やいたくない時はそれを受け入れる

★みんなが話せるように、一人の人が長くならず譲り合う

★ここを出てからの参加者の交流は自己責任です

ケース報告①

●地域包括支援センターから相談

「支援先の家にひきこもり状態の子(成人)がいる。心配だ。」

介入①地域包括支援センターと訪問

②ひきこもりの居場所をマッチング

現在・毎月ひきこもりの居場所に参加

- ・ゲームや趣味を参加者と一緒に取り組んでいる



ケース報告②

●区長・民生委員から相談

「頻繁に救急車を呼んで搬送されている人がいる。

家族と住んでいるが食事もままならないと言う話。心配だ。」

介入①地域包括支援センターと訪問

②保健センター保健師と訪問

③相談支援専門員と訪問

連携した機関：地域包括支援センター、保健センター、基幹、精神科の病院、フードバンク

相談支援専門員、保健福祉事務所、グループホーム、作業所

現在・グループホームで生活

・作業所へ通っている



絵手紙送り 心の交流

福祉相談窓口
利用の町民へ

コミュニティソーシャルワーカー

玉村 安心して暮らせる地域づくりを目指す玉村町のコミュニティソーシャルワーカーの阿部美那子さんは「町なんでも福

とつた魚いから、阿部さんは絵手紙の郵送を提案。町内の絵手紙サークル「一歩の会」から絵手紙を譲り受け、昨年9月からは絵手紙を送り始め



阿部さん(左)に絵手紙を渡す南雲さん

福祉相談の窓口を利用した町民らに、メッセージを添えた絵手紙を郵送している。同町は介護や就労、生活困難、引きこもりなどの相談を一元的に受けよと、2019年に窓口を設置した。社会福祉士の阿部さんを専門職員として雇用し、町民の困り事を聞き取って行政や専門機関につなげている。悩みを抱え込まず、気軽に町に相談してほしい

た。同会は趣意に賛同した会員らから、えとの真や花々などの絵手紙を集め、阿部さんに手渡してきました。阿部さんは絵手紙に無事震災を願うメッセージを添え、これまでに就業や対人関係などをきつかけに外出が困難になった10、50代の当事者とその家族計15人ほどに郵送した。

同会の團長眞理子さん(71)「同町」は「絵と言葉で『一人じゃないよ』と伝えたい。一人でも多くの人に元気になってもらいたい」と協力する。阿部さんは「『ありがとう』と返事をいただくこともある。町民と心の交流を図れたら」と話している。

(土屋麻里)

孤立させない

とりにぼさない

町はみんなが生きる場所



令和4年度
地域共生社会推進セミナー

社会福祉協議会と地域共生社会について

～包括的支援体制と重層的支援体制整備事業について考える～

藤岡市社会福祉協議会
(藤岡市自立相談支援機関)
主任相談支援員 篠原 康一

社会福祉協議会ってこんな組織です

○今回お話しする事業内容は、群馬県にある平均的な社会福祉協議会になります。

○お住いの市町村にある社会福祉協議会では、行っている事業もあれば、行っていない事業もあります。もし、初めて聞く事業がありましたら、「こんな事業もあるんだな」と温かいお気持ちで聞いて頂けると嬉しいです(^^)

社会福祉協議会ってこんな組織です

○市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で定められた民間の社会福祉団体です。

○社会福祉法では、①地域の実情に応じて行われる様々な社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、②ボランティア活動など社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、④社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業が市町村社協の事業として規定されています。

社会福祉協議会ってこんな組織です

○市町村社会福祉協議会の基本的性格は、新・社会福祉協議会基本要項において、①地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、②住民主体の基本理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指し、③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整および事業の企画・実施などを行う、④市区町村，都道府県・指定都市，全図を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織である。とされています。

社会福祉協議会はこんな事業を行っています

- ・地域総合相談
- ・地域包括支援センター
- ・日常生活自立支援事業
- ・高齢者・障害者・児童等の権利擁護センター
- ・成年後見センター
- ・自立相談支援事業（生活困窮者）
- ・法人連絡会

- ・地域福祉活動計画策定
- ・生活支援体制整備事業
- ・小地域福祉活動の推進
（地区社協、ふれあいいきいきサロン等）
- ・ボランティア活動・市民活動の推進
- ・住民参加型在宅福祉サービスの推進
- ・住民、当事者、社会福祉事業者関係者の連絡調整
- ・地域福祉財源の造成、助成事業
- ・当事者組織・団体、社会福祉関係諸団体の支援
- ・共同募金、歳末たすけあ運動への協力
- ・福祉教育
- ・災害時支援
- ・生活福祉資金

社会福祉協議会はこんな事業を行っています

- ・ホームヘルプサービス
- ・デイサービス
- ・居宅介護支援
- ・食事サービス事業
- ・外出支援事業

他にもたくさん事業を行っています。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
- 平成29年2月 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出
「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発
出
- 平成30年4月 **改正社会福祉法の施行**
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
- 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
- 6月 **改正社会福祉法の可決・成立**

※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第4条の変遷

平成12年11月改正

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

平成29年6月改正

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

令和2年6月改正

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2～3 （略）

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環～ ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



社会福祉協議会は以前より 「地域総合相談・生活支援システム」持っていました

- ①相談と支援を組み合わせる事
- ②生活全体を意識し支える事
- ③要支援者が住む地域社会を意識して支える事
- ④総合的に支える事

「地域総合相談・生活支援システム」の構築に向けて
～市区町村社会福祉協議会への提言～（2005年 全国社会福祉協議会）

包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携
による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

地域共生社会と包括的支援体制が必要な背景

- ◆ 高齢、障害、児童等の各分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立(時には排除)しているケースなどを確実に支援につなげる。かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような仕組みづくりを行う。
- ◆ 既存の相談支援機関を活用し、これらの機関が連携する体制づくりを行う。

<現在>

- 相談する先がわかっている課題
- 自ら相談に行く力がある

各分野の相談機関
で対応
・地域包括支援センター
・相談支援事業所(障害)等

対応ができていないニーズ

改正法施行後

- **世帯の複合課題**
 - 本人又は世帯の課題が複合(8050、ダブルケア等)
- **制度の狭間**
 - 制度の対象外、基準外、一時的なケース。
- **自ら相談に行く力がない**
 - 頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難。社会的孤立・排除
 - 周囲が気づいていても対応が分からない、見て見ぬ振り(地域の福祉力の脆弱化)

対応ができていないニーズ

<対応>

市町村における

包括的な支援体制の整備

【1】「他人事」が「我が事」になるような環境整備

- ・住民参加を促す人への支援
- ・住民の交流拠点や機会づくり

【2】住民に身近な圏域で、分野を超えた課題に総合的に相談に応じる体制づくり

- ・地区社協、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点等

【3】公的な関係機関が協働して課題を解決するための体制づくり

- ・生活困窮者自立支援機関などが中核

小中学校区等の圏域

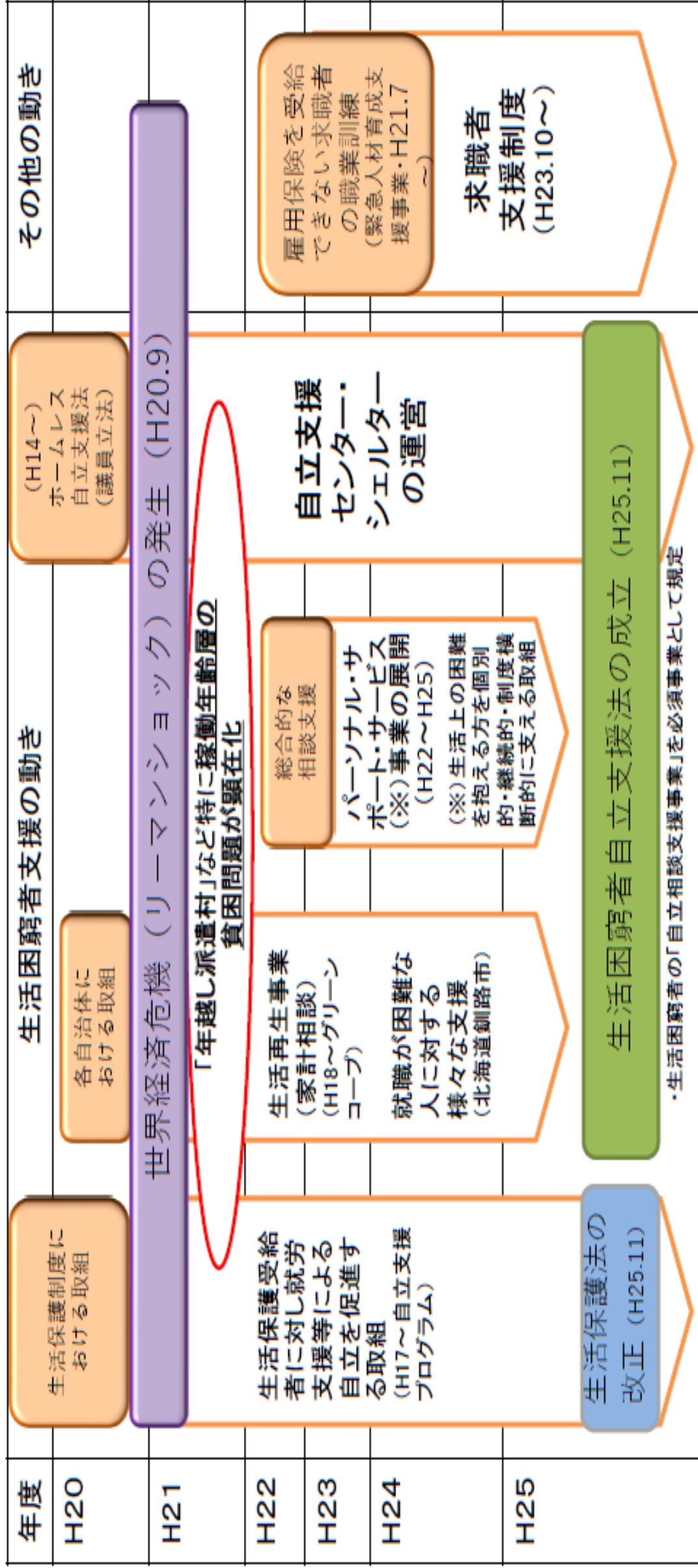
市町村域等

<とすることができるようになること>

- ◆ 地域住民が課題を抱えた人や世帯に、「安心して気づく」ことができる
- ◆ 課題の早期発見により、深刻化する前に解決することができる
- ◆ 世帯の複合課題や制度の対象にならない課題も含めて、適切な関係機関につなぎ、連携しながら、解決することができる
- ◆ 地域住民と協働して新たな社会資源を作り出すことができる
- ◆ 本人も支える側(担い手)にもなり、生活の張りや生きがいを見出すことができる

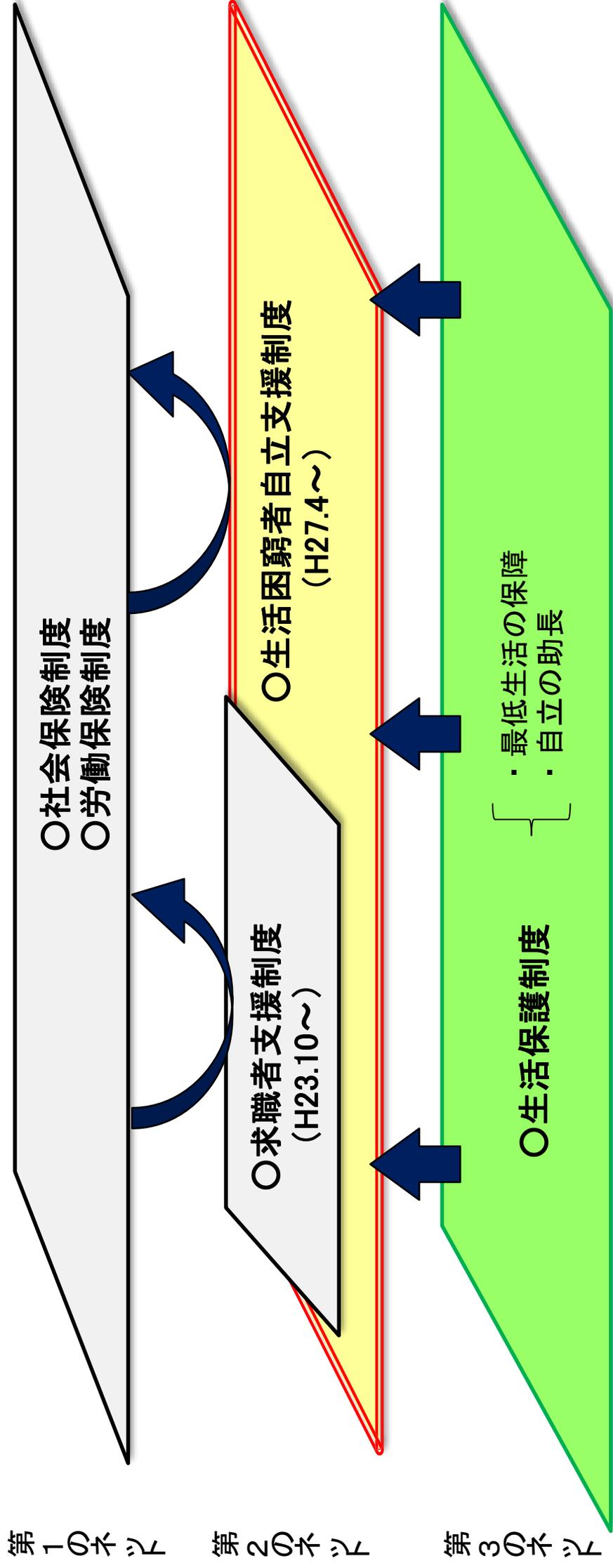
※「貧困」「生活困窮」が絡むケースも多い

生活困窮者支援の経緯



H27.4 生活困窮者自立支援法の施行

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。



1. 法の対象となる「生活困窮者」とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第3条第1項)。

2. その上で、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。

経済的困窮
情報の困窮
人間関係の困窮
地域との繋がりの困窮

生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1) 生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊心を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1) **包括的な支援**...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2) **個別的な支援**...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個人々の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3) **早期的な支援**...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4) **継続的な支援**...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5) **分権的・創造的な支援**...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

生活困窮者自立支援制度の概要

包括的な相談支援

- ◆ **自立相談支援事業**
(全国906福祉事務所設置自治体で1,371機関(令和3年4月時点))
(対個人)

〈対個人〉

- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスとの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

国費3/4

- ◆ **福祉事務所未設置町村による相談の実施**

・希望する町村において、一次的な相談等を実施

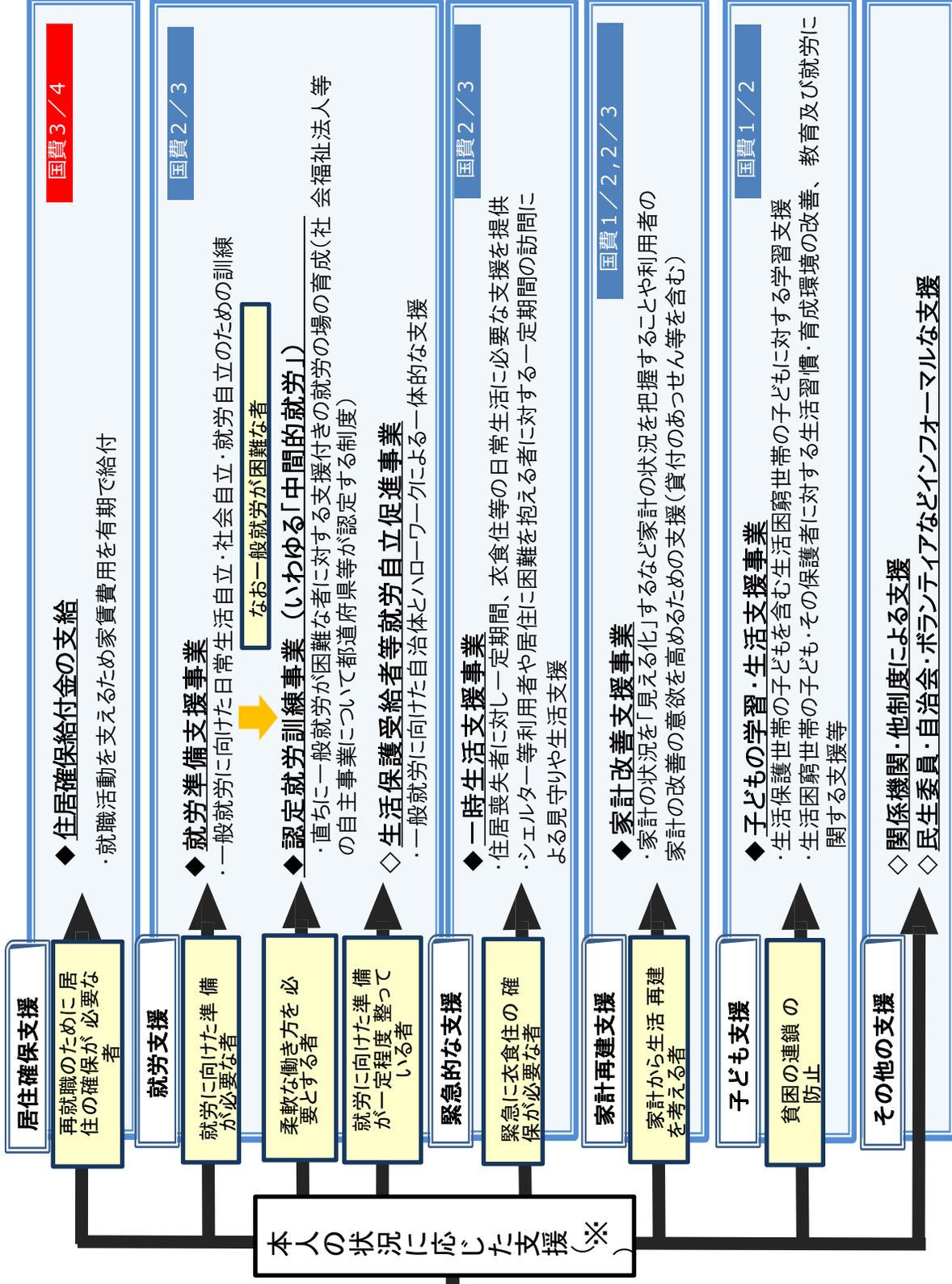
国費3/4

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

- ◆ **都道府県による市町村支援事業**

・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費1/2/7/13



地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

○既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
 - ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)等
- ⇒**各分野の関係機関の連携が必要**

制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等

高齢者

地域包括ケアシステム

〔地域医療介護確保法第2条〕

〔高齢者を対象にした相談機関〕
地域包括支援センター

共生型
サ
ービス

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

生活困窮者支援

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

子ども・子育て家庭

地域移行、地域生活支援

〔障害者を対象にした相談機関〕
基幹相談支援センター 等

〔子ども・子育て家庭を対象にした相談機関〕

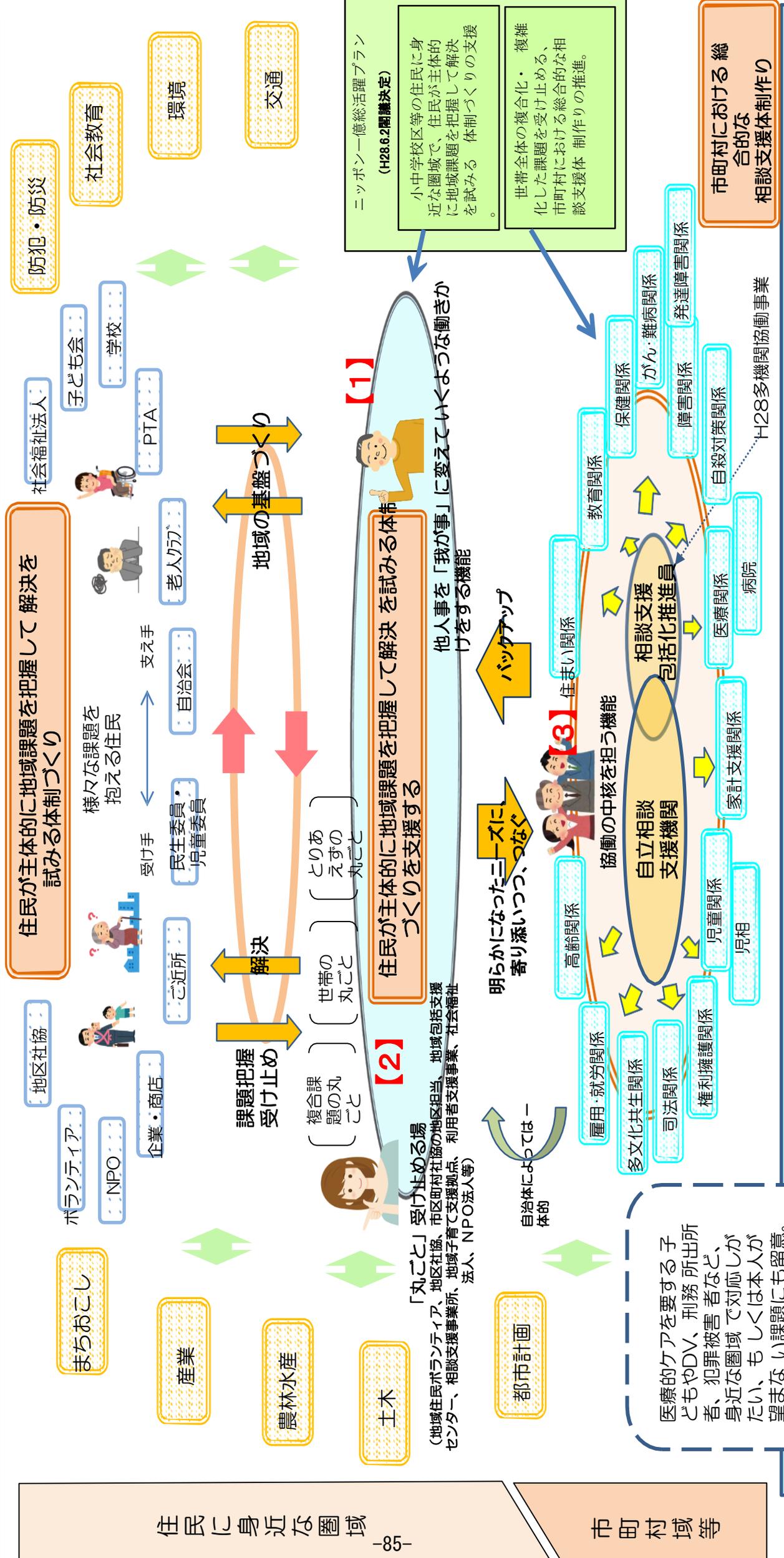
地域子育て支援拠点

子育て世代包括支援センター 等

土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



医療的ケアを要する子どもやDV、刑務所出所者、犯罪被害者など、身近な圏域で対応したい、もしくは本人が望まない課題にも留意。

なぜ社協が包括的な支援体制を 行う必要があるのか？

- ・支援にあたって、社協に無いインフォーマルサービスの利用や、新たな社会資源を創出するとき、相談できるプラットフォームが必要になる。
- ・小さな社協は相談員が1名だけというところもある。新人の職員とベテランの職員では知っている社会資源や知識が異なる。包括的な支援体制があれば、職員の異動があっても同水準の支援が継続できる。

包括的な支援体制やプラットフォームを 作ることによって

- 「顔の見える関係」には、①顔が分かる関係、②顔の向こう側が見える関係、③信頼できる関係の3つの内容が含まれる。①の関係でなく、②や③の関係を築くことにより、連携が円滑になる。
- 地域連携の促進要因は、地域の中で「話す機会がある」ことであり、考え方や価値観、人となりが分かるような話し合いの機会を継続的に地域の中に構築することが有用。

「話す機会がある」

グループワーク・日常的な会話・患者を一緒に診ることを通じて、性格、長所と短所、仕事のやり方、理念、人となりが分かる

信頼感をもって一緒に仕事ができる

信頼できる関係

考え方や価値観・人となりが分かる

顔の向こう側が見える関係

名前と顔が分かる

顔が分かる関係

出典：森田達也ら「地域緩和ケアにおける「顔の見える関係」とは何か？」（『Palliative Care Research』7巻1号, 2012年, P.323-333）より作成
（参考：Optim's-pt 上原久氏作成資料）

令和5年1月23日
令和4年度地域共生社会推進セミナー

パネルディスカッション ～誰も孤立することのない地域づくりに向けて～



渋川市民生委員児童委員協議会
会長 石北 智子

地域共生社会の実現に向けた 民生委員・児童委員、民児協としての行動方針

1. 気づく

民生委員・児童委員、民児協はこれまでと同様に、地域住民に寄り添い、さまざまな課題を抱えた人びとを把握する。

2. つなぎ、見守る

民生委員・児童委員、民児協はこれまでと同様に、地域の「つなぎ役」となり、自治体や関係機関と協働して見守る。

3. つなぎ先を増やす

「つなぎ先」を増やすために、民児協が「組織」として自治体や地域の多機関・団体、住民活動等と日ごろから関わり、連携・協働を深める。

4. 地域に活動を伝える

関係機関や地域住民に、民生委員・児童委員が行っている「つなぐ」活動等を伝え、関心・理解を促進する。

5. 住民相互に支えあう地域をつくる

地域住民やさまざまな団体(学校、自治会、商店、企業等)に地域福祉活動を伝えて参加を促進し、住民相互に支えあう地域をつくるとともに、民生委員・児童委員のなりでのすそ野を広げる。

6. 災害に備える

平常時に地域をつなぐ活動を行うことで、災害に対して住民が協力しあうことができる地域を構築する。

行動方針6つ



「澁川市民生委員児童委員協議会」での取り組み

● 委員活動の**基本研修を繰り返し**実施

- ・澁川市民児協での全体研修会
- ・地区定例会

見守り

きづく

つなぐ



「澁川市民生委員児童委員協議会」での取り組み

● 「地域ケア会議」を実施 ※R4は11月に実施

- ・地域包括支援センターを中心に年1回実施
- ・自治会ごとに三者で情報交換会
(自治会長、民生委員・児童委員、地域包括支援センター)

～効果～

顔の見える関係作り

↑ 三者での連携強化

さらに…

地区ごとでの

講座「認知症を学ぼう」

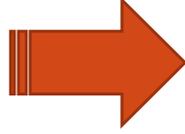
実施のきっかけに！



「澁川市民生委員児童委員協議会」での取り組み

● 高齢者サロンの再開

・フレイル高齢者の増加を実感



・高齢者サロンの再開 ※感染対策をした上での実施

【目的】

- ・家の外に出ること
- ・他人に会うこと
- ・体を動かすこと

※月1回 1時間程度



「澁川市民生委員児童委員協議会」での取り組み

民生委員・児童委員は…

地域住民の立場に立った支援が基本

ご静聴ありがとうございました。●

令和4年度群馬県地域共生社会の実現に向けた取組促進事業
令和4年度地域共生社会推進セミナー

開催要項

1 目的

コロナ禍の昨今、社会情勢の不安定さは未だ収束の目途が立っておらず、貧困や孤独・孤立の問題が更に深刻化しています。地域共生社会を実現していくためには、貧困や失業、障害やひきこもり状態等により様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活をおくることができる社会づくりの視点が重要です。

社会福祉法の改正により、各市町村において包括的な支援体制の構築が努力義務となり、重層的支援体制整備事業において、社会とのつながりを回復する「参加支援」や、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」が規定されました。

本セミナーは、コロナ禍における困窮者支援の現場において第一線で活動し、包括的な支援を実施している講師から孤立を生まないための支援について学び、また、地域における包括的な支援の実践事例等を通して、今後の地域共生社会の実現に向けた方策等について考察することを目的に開催します。

2 主催

群馬県 社会福祉法人群馬県社会福祉協議会

3 後援

群馬県民生委員児童委員協議会

4 日時

令和5年1月23日（月） 13：30～16：00

5 会場

群馬県社会福祉総合センター 8階 大ホール（前橋市新前橋町13-12）
 ※オンライン（YouTubeによるライブ配信）併用

6 対象者

市町村行政職員、市町村社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、その他関心がある方

7 参加費

無料

8 日程・内容（予定）

13：30～ 13：40	開会	挨拶・オリエンテーション
13：40～ 14：40	講演	「孤立を生まない包括的な支援について」 講師 認定特定非営利活動法人 自立生活サポートセンター・もやい 理事長 大西 連 氏
14：40～ 14：45	休憩	休憩
14：45～ 16：00	パネル ディス カッシ ョン	「～誰も孤立することのない地域づくりに向けて～」 コーディネーター 認定特定非営利活動法人 自立生活サポートセンター・もやい 理事長 大西 連 氏 パネラー ○玉村町健康福祉課 CSW 阿部 美那子 氏 ○藤岡市社会福祉協議会 係長 篠原 康一 氏 ○渋川市民生委員児童委員協議会 会長 石北 智子 氏
16：00	閉会	

講師プロフィール

大西 連 氏

(認定特定非営利活動法人 自立生活サポートセンター・もやい 理事長)

1987年東京生まれ。新宿での炊き出し・夜回りなどのホームレス支援活動から始まり、主に生活困窮された方への相談支援に携わる。

2014年より現職。ほかに、新宿ごはんプラス共同代表、自殺予防の活動をおこなう社会福祉法人日本いのちの電話理事など。政府のSDGs推進円卓会議構成員、2021年6月よりは内閣官房孤独・孤立対策室政策参与も務める。著書に『すぐそばにある「貧困」』(2015年ポプラ社)など。

9 お申し込み先

参加希望者は、下記URL・QRコードリンク先の、グーグルフォームにて1月10日(火)までに、お申し込みください。

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfSN0W9pJ4TQI9JgE9D7xVuVATuEpamV_PxRE3mwGwGeiYQ/viewform?usp=sf_link

グーグルフォームからのお申込ができない場合は、別添の参加申込書をメールにて下記担当宛にお送りいただくか、参加申込書記載の項目をメール本文にてお伝えください。



10 参加方法ごとの資料の配布・オンライン配信等

(1) 会場で参加される方

資料を会場でお渡しします。

(2) オンラインで参加される方

- ・YouTubeでの配信を予定しております。
- ・資料および動画の配信等につきましては、群馬県社会福祉協議会ホームページの新着情報または下記URL・QRコードリンク先の、同セミナーのページよりご確認ください。

<https://www.g-shakyo.or.jp/department/seikatsu/53572.html>

※上記URLリンク先ページのパスワードは「kyousei0123」です。
(半角英数字11文字)

※資料は1月20日(金)までに上記ページに掲載いたします。メールでの送付はいたしません。



(3) 開催後の動画配信について

- ・上記10(2)のURLリンク先にて、終了後一定期間動画を公開する予定です。
- ・開催後の動画視聴のみ希望する場合も、9のURLリンク先よりお申し込みください。

11 備考

- ・ご提供いただきました個人情報は、本セミナーの運営にのみ使用します。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況により、オンラインのみでの開催になる可能性があります。

12 お問い合わせ先

群馬県社会福祉協議会地域福祉課(担当:蜂須)

〒371-8525 前橋市新前橋町13-12

TEL027-255-6032 メール hachisu@g-shakyo.or.jp

